

資料

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

三 木 妙 子

一 はじめに

二 「一九六九年家族法改正法案」の提出にいたるまで

1 「成人年齢にかんする委員会報告書」(レイティ報告書)

2 「嫡出でない者の相続にかんする法についての委員会報告書」(ラッセル報告書)

3 「民事訴訟手続中における血液検査及び父性の立証についての法律委員会報告書」(スカーマン報告書)

三 国会における審議経過

1 法案の概要

2 審議過程における問題点

「一九六九年家族法改正法」(邦訳)(附・関連報告書の勧告)

一 はじめに

本資料は、イギリスにおいて、一九六九年七月二五日国王裁可をえて法律になり、翌年一月一日から(第三章をのぞいて)施行された「一九六九年家族法改正法」(Family Law Reform Act 1969, c. 46)を仮に訳出し、こんごの研究の便益に供しようとするイギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

るものである。法文の翻訳を試みるこの段階においても、同法の理解を助けるために最小限必要と思われることがらについて解説を企てることは、訳者の義務に属するものと考ええる。そこで、「家族法改正法案」の提出以前、及び同法案の国会審議段階について、若干ふりかえることをするであろう。しかし、この程度のことでは、「揺れるイギリス」が当面しているさまざまな家族問題のうちのはんの一部がかびでてくるくらいのことであって、本法を生みだしたもう一つの条件をさぐることは、こんにに残されることになる。イギリス家族法は、こんにち山積みされた問題をかかえ、そしてそれをめざしまでに消化しつつあるといつてよいであろう。このような変動期における家族法の改正問題は、とても一編の論稿で扱うものではない。とりわけ一九六五年以後は、この法の分野の改革も、法律委員会 (Law Commissions) による法改革活動の一環として計画的組織的におしすすめられているため、問題の解明はいよいよ多角的アプローチによってなくてはたされなくなってきた。イギリス法に一つのエポックをつくりだしつつある法律委員会の活動については、この国においてもすでに相当程度紹介されており、ひきつづき関心もたれているようでもある。とすると、つきには、真に研究の名に価せしめるために、それぞれの分野から実証的各論的研究がよせられることが肝要となるであろう。筆者は、基本的には家族法研究の立場から、そのための資料を積みかさねてゆきたいと考える。そうすることは、イギリス法研究者の共同の課題である現下の法改革活動にリードされる現代イギリス法と、そして、その運動によってすぐれて規定される改正イギリス家族法という二つながらの解明につうじる途になりはしないだろうか。

さて、この「家族法改正法」であるが、これは、いくつかの点で相当思いきった改正をほどこしたものであり、イギリス社会の変動をさまざまなと映しだしているといえよう。(有責主義離婚法を廃棄して、破綻主義へふみきった「一九六九年離婚法改正法」(Divorce Reform Act 1969, c. 55) がそうであるのと同じように。)そして、同法は、法律委員会による法改革活動の産物といえるのであり、しかも、制定にいたる経緯や法律の内容自体などからみて、その一つの典型を示すとさえいいうるのである。では、法律委員会による家族法改革のプロジェクトはどのようなものなのであろうか。その間に答えるまえに、法律委員会とその目的についていくらかのことがしられていなければならない。同委員会は法改革のための常設の機関であり、そこには五人の法律専門家委員が専従し、委員は大法官によって任命されることになっている。そして、特定のテーマについて諮問をうけるのではなく、各法分野について広範に改革のための提案や法案を準備し、政府と国会とに助言をする。その設置の目的については、つぎのようにい

われている。すなわち、「イギリス法が、近付きやすくわかりやすいかたち⁽³⁾に、そして、現代的諸要求にしたがって鑄直される」ことと、「近代化、単純化、統合化」がそれなのである。さらに、「われわれは、法を、まずはじめ制定法規集のなかに探し、それから法が制定法のなかにみつけたされえないときにだけ、判例法の方に向く習慣をつけない⁽⁴⁾なければならない。」ともいわれている。そして、このような法改革の目的を家族法(契約法、不動産賃貸借法とならんで改革の対象たる三本の柱の一つ)の場⁽⁵⁾にうつすと、どのような具体的プログラムとなるであろうか。「法律委員会第一次プログラム」中の「家族法」の部分のなかに、それをみておう。

「当委員会は、家族にたいして、家族として直接的に影響を与えるすべてのことから(それが財産、身分にかんするか、またはそれ以外のものにかんするかを問わず)を包含する新しい法の分野を心にえがき、そして、最終的には、家族法という一個の法典(a code)を制定することを意図するものである。当委員会は、最初の一步として、つぎの諸研究を提案する。

(イ) 婚姻法 「婚姻と離婚にかんする勅命委員会」モートン委員会の報告書(一九五六年 Cmd. 9678)のなかに表明され、そしてその後にあられた見解の多様性を考慮して、婚姻法をさらに検討すること。

(ロ) 家族の相続と財産にかんする法 遺言及び無遺言相続、並びに家族の相続にさいして、家族(嫡出でない子を含む)が有する権利を検討すること、さらに、ナショナル・プロビンシャル銀行対エインズワース事件 (National Provincial Bank v. Ainsworth [1965] 3 W. L. R. 1) における貴族院の見解を考慮して、配偶者の一方または双方にたいして権利として生ずるべき何らかの『エクイティ』をふくめ、配偶者間における、及び第三者にたいする財産権及びその他の権利について検討すること。そのような検討をするにあたっては、ラッセル裁判官卿が委員長をつとめる「嫡出でない子の相続にかんする法についての委員会」が作成中の報告書にたいして、適正な注意が払われねばならない。

(ハ) 家事事件の管轄権 家事事件(後見事件をふくむ)を取り扱う諸裁判所の管轄権について検討すること、とくに、右の管轄権が複数の裁判所のあいだでどのようにわりふりされるべきか、また、右の事件を取り扱うために新しい裁判所が設置されるべきかどうかについて。

そのような検討をするにあたって、「子どもにかんする管轄権の衝突についての委員会」ハドソン委員会報告書(一九五九年

Cmnd. 842) 及び、レイティ判事が委員長をつとめる未成年者にかんする法についての委員会が作成中の報告書にたいして、考慮が払われねばならない。⁽⁵⁾

なお、「第二次プログラム」においても、「家族法の体系的改正と最終的法典化のために、家族法についての全般的検討がなされるべきこと」が、勧告されている。⁽⁶⁾

このように遠大な改革プログラムのなかでは、この「家族法改正法」も一つの布石であるともみることができよう。その内容をしったなら羊頭の感をおぼえるかもしれない「家族法改正法」という命名も、家族法典を指向する過程の一できことであることを思えば理解しやすいであろうし、また、はじめて家族法という用語を冠した制定法をみつけたときのおどろきが、いくぶん軽減されることであろう。家族法改革のプログラムに沿って公表された報告書や関連する立法は、年表にして示し、いまはまだ未知の領域の海図としておくことにした。このように大がかりに現在進行中の家族法改革事業なのであるから、改正イギリス家族法の性格の評価をくだすまえに、しなければならぬことは、あまりにありすぎるといわなければならない。⁽⁸⁾

(1) 当比較法研究所では、一九六六年七月二三日矢頭敏也研究員によって「イギリス法の改革と法律委員会」と題する帰朝報告がおこなわれ、はやくから法律委員会にたいして関心がよせられてきている。一九六九年の比較法学会イギリス法インドラ法部会においては、下山英二教授によって、「現代イギリスの法改革——Codificationを中心として」と題する報告がなされた。なお、島田「英国における法改正の機構」法曹時報二〇巻四号（一九六八）六四ページ以下参照。

(2) 伊藤「ロンドン通信（一）」ジュリスト三七五号（一九六七）九三ページ、島田「ロンドン大学遊学便り（八）」判例タイムス二一一号（一九六七）一三九ページ以下、鈴木「離婚原因改正に関するイギリス法律委員会の報告書」比較法研究二九号（一九六八）一三四ページ以下、三木「イギリス離婚法の改正経過（一・二）」ケース研究一一・二号（一九六九）二ページ以下参照。

- (3) Proposals for English and Scottish Law Commissions, 1965, Cmnd. 2573, p. 2.
- (4) Scannan, Law Reform—The New Pattern (1968), p. 47.
- (5) First Programme of the Law Commission (1965), p. 11.
- (6) Law Com. No. 14: Second Programme of Law Reform (1968), p. 7.

(7) イギリス法における「家族法」という用語の生成とその観念については、内田「イギリス家族法の基本原理」(一九五一)二七ページ以下参照。

(8) 現代イギリス家族法の改正問題について、法律委員会成立後の動向を視野におくだけでは、むしろきわめて不十分なわけである。イギリスにおいても、第二次大戦が終わるや、戦後に特徴的な大量の非行少年、離婚現象などに触発されて各方面で家族法の改革がとなえられ、じつさい少なからざる数の重要な改正法が実現したのであった。今次の改革活動も、それらの先行する動きの延長線上においてとらえられなくてはならない。第二次大戦後の動きについて概観するものとして、Brown, L. Neville, *English Family Law since the Royal Commission*, 14 Univ. of Toronto L. J. (1961), p. 52; Stone, *Recent Developments in Family Law in British Common Law Jurisdiction*, 67 Columbia L. R. 1241 (1967) 参照。

家族法改正関係資料及び関連国会制定法
(法律委員会法の制定から1968-69年会期の終了までのもの)

発行日	書 名	裁可日	国 会 制 定 法
1965		1965 6.15	1965年法律委員会法 Law Commissions Act 1965, c. 22.
8.	内務省「児童・家族及び少年犯罪者」 Home Office: The Child, The Family and The Young Offender (Cmnd. 2742).	8. 5	1965年家族手当法 Family Allowances Act 1965, c. 53.
10.27	「法律委員会第1次プログラム」 First Programme of the Law Commission.	11. 8	1965年婚姻事件法 Matrimonial Causes Act 1965, c. 72.

1966		
1.14	「法によって父なき者とされる? ——非嫡出とよばれる子の法と福祉」 Church Assembly's Board for Social Responsibility: Fatherless by Law? The Law and the Welfare of Children Designated Illegitimate.	
7.14	法律委員会「第1年次報告書」 Law Com. No. 4: First Annual Report, 1965-66.	
7.29	「人これを離つ——現代社会のための離婚法」 Putting Asunder——A Divorce Law for Contemporary Society (Archbishop's Group).	
7.	「嫡出でない者の相続にかんする法についての委員会報告書」 Report of the Committee on the Law of Succession in Relation to Illegitimate Persons (Russell Report) (Cmd. 3051).	
11. 9	「離婚原因の改正——選択の範囲」 Law Com. No. 6: Reform of the Grounds of Divorce, The Field of Choice (Cmd. 3123).	11.17 1966年家族死後扶養法 Family Provision Act 1966, c. 35.

11.	「上訴裁判所の非公開審理の権限及び家事訴訟手続の公開制限にかんする報告書」 Law Com. No. 8: Report on the Powers of Appeal Courts to sit in Private and the Restrictions upon Publicity in Domestic Proceedings (Cmnd. 3149).
1967 2.16	「後婚準正にかんする法の改正」(スコットランド) Scottish Law Com.: Reform of the Law Relating to Legitimation <i>per subsequens matrimonium</i> (Cmnd. 3223).
3.17	「離婚——考慮される諸事由」(スコットランド) Scottish Law Com.: Divorce——The Grounds Considered (Cmnd. 3256).
4.25	「婚姻関係の訴訟手続——財産上の救済」 Law Com. Published Working Paper No. 9: Matrimonial and Related Proceedings——Financial Relief.
6.	法律委員会「第2年次報告書」 Law Com. No. 12: Second Annual Report 1966-67.
7.15	「民事訴訟手続における父性の立証」 Law Com. Published Working Paper No. 12: Proof of Paternity in Civil Proceedings.

7.20	「成人年齢にかんする委員会報告書」 Report of the Committee on the Age of Majority (Latey Report) (Cmnd. 3342).	7.21	1967年婚姻事件法 Matrimonial Causes Act 1967, c. 56.
11.14 1968	法律委員会「法改革の第2次プログラム」 Law Com. No. 14: Second Programme of Law Reform.	7.27	1967年婚姻生活上の居宅にかんする法律 Matrimonial Homes Act 1967, c. 75.
3.14	「子どもの世話と養育のための取り決め」 Law Com. Published Working Paper No. 15: Arrangements for the Care and Upbringing of Children.		
4.30	内務省「問題児童」 Home Office White Paper: Children in Trouble(Cmnd. 3601).		
4.	「制定法上の扶養料制限額にかんする委員会報告書」 Home Office (Hall Committee): Report of the Committee on Statutory Maintenance Limits.	5. 8	1968年準正（スコットランド）法 Legitimation (Scotland) Act 1968, c. 22.
6.14	「婚姻の無効」 Law Com. Published Working Paper No. 20: Nullity of Marriage.		

7.22 法律委員会「第3年次報告書」 Law Com. No. 15: Third Annual Report 1967-68.	7. 3 「1968年扶養決定法」 Maintenance Orders Act 1968, c. 36. 7. 3 1968年家族手当及び国民保険法 Family Allowances and National Insurance Act 1968, c. 40. 7.26 1968年養子法 Adoption Act 1968, c. 53. 10.25 1968年家事及び上訴手続（公開の制限）法 Domestic and Appellate Proceedings (Restriction of Publicity) Act 1968, c. 63.
10.30 「民事訴訟手続中における血液検査及び父性の立証」 Law Com. No. 16: Blood Tests and the Proof of Paternity in Civil Proceedings (Scarnan Report).	10.25 1968年法改正（雑規定）（スコットランド）法 Law Reform (Miscellaneous Provisions) (Scotland) Act 1968, c. 70.
1969 6.18 「スコットランド婚姻法」 Scottish Home and Health Department: The Marriage Law of Scotland (Cmnd. 4011).	4.17 1969年人民代表法 Representation of the People Act 1969, c. 15.

7.24	「配偶権回復という婚姻上の救済を廃止するための提案」 Law Com. No. 23: Proposal for the Abolition of the Matrimonial Remedy of Restitution of Conjugal Rights.	7.25	1969年家族法改正法 Family Law Reform Act 1969, c. 46.
9.23	「離婚した配偶者のためによりよい財産上の保護をするための提案」 Law Com. Report: Proposals for Better Financial Protection of Divorced Spouses.	7.25	1969年成人年齢（スコットランド）法 Age of Majority (Scotland) Act 1969, c. 39.
		10.22	1969年児童及び少年法 Children and Young Persons Act 1969, c. 54.
		10.22	1969年離婚法改正法 Divorce Reform Act 1969, c. 55.

二 「家族法改正法案」の提出にいたるまで

「家族法改正法案」は四章からなり、各章の内容はつぎのように約言できよう。すなわち、第一章は、民事上の成人年齢を二十一才から一八才に引き下げ、第二章は、嫡出でない子にたいして、その父母の無遺言相続にたいして、嫡出であるばあいと同様の相続権を与える。第三章は、父性に争いがあるばあい、血液検査を命じる権能を裁判所に附与し、第四章は、関連する諸規定をなぐちるのである。そして、各章は、つぎの三つの委員会報告書にみられる主要な勧告を条文化したものである、といわれている。⁽¹⁾「成人年齢にかんする委員会報告書」(Report of the Committee on the Age of Majority, 1967, Cmnd. 3342, pp. 207)、「嫡出でない者の相続にかんする法についての委員会報告書」(Report of the Committee on the Law of Succession in Relation to Illegiti-

mate Persons, 1966, Cmd. 3051, pp. 24)、「民事訴訟手続中における血液検査及び父性の立証についての法律委員会報告書」(Law Commission's Report on Blood Tests and the Proof of Paternity in Civil Proceedings, 1968, Law Com. No. 16, pp. 39)がそうなのである。これらの報告書と法案とのあきらかに緊密な関係は、たとえばつぎのような現象となつてあらわれているように思われる。まず、この法案に要した審議時間についてであるが、それは、法案の社会的影響の重大さにくらべて、やや短かめであつたといえるのではないか。審議時間を通算してみると、二八カ条の本法案が、常任委員会では四回で九時間三十六分、主要な審議が行なわれた読会では約三時間で片付けられたことがわかる。(ちなみに、一一カ条の「離婚法改正法案」の常任委員会審議は、六八年には一三回で三六時間余、六九年には一三回で二六時間余、そして、法案を可決したときの第三読会はいつに二四時間一分をついやしたものであつた。)つきに、国会における読会や常任委員会の議事録をみると、そこでの議論の内容は、報告書(とくにレイティ報告書を指す)のなかですでになされた議論のむしかえしの域をほとんどでいていない、ということである。これらのことは、報告書自体によって説明できはしないだろうか。すなわち、そもそも問題となるべき点は、すでに報告書のなかでかなり十分に論究されていたということなのである。したがって、このばあい、法案成立の経緯について、いちおうの理解をえようとするなら、右の委員会の活動とその報告書を検討することが、立法過程の研究にとつて通常重要である以上に、いっそう重要であり、ここでもそれらについて一瞥をあたえることを省くことは、許されないであらう。

1 「成人年齢にかんする委員会報告書」(レイティ報告書)

(1) 「家族法改正法」第一章の基礎を用意したのは、いうまでもなく「成人年齢にかんする委員会」であつた。この委員会は、一九六五年七月三〇日、大法官ガーディナー(Gardiner, I. C.)卿によつて設置され、その諮問事項はつぎのとおりであつたのである。——「年少者が婚姻をなしうべき最低年齢(現在は一六才)は何才であるべきか。年少者は、何才において、まず親または裁判所の同意をうることをせずに婚姻することができるとすべきか(現在は二一才)。年少者は、何才において、裁判所の被後見人(Wards of Court)とされることを免れるべきか(現在は二一才)。年少者は、何才において、拘束力ある契約をなす自由を有するべきか(現在では、多くのばあい二一才)。年少者は、何才において、財産を所有し処分する自由を有するべきか(現在は二一才)。

(Cmd. 3342, § 19) ということであった。高等法院離婚部判事レイティ (John Lacey) 委員長のほか一〇名の委員が任命された。「わが若い人たちの半分は婦人であり、また、母親は子どもと若い人たちについて一般に父親がそうであるよりもずっとよくしっておられるであろう」と考えた大法官は、委員の数を男女同数とした。任命された委員の職業上の分布は、つぎのようであった。国會議員二名 (両院)、勅選弁護士二名 (そのうち一名は国會議員)、治安判事二名 (そのうち一名は大学で社会学を講じ、少年裁判所にも関係する者)、そのほか、法学の教授、青少年について豊富な経験を持ち自らも大勢の子持ちである英国教会牧師、多年にわたり結婚指導^{マリッジ・ガイダンス}の経験をもつ者、青少年クラブの若いリーダー、及び、事務弁護士であり著作家でもある者、がそれぞれ一名づつであった。委員たちは、一九六七年六月にその報告書を作成し終えるまで、六五回の会合をもち、八一名の供述人に質問した。会合は非公開であったが、供述人は、わずかの例外をのぞき公開で質問され、そして、そのエビデンスの内容は多くのばあいザ・タイムズ紙に報道された。メモランダムを提出したりエビデンスを行なった者のリストは、団体個人をあわせて九九にのぼった。そのリストのなかには、法律関係 (実務家団体、大学法学部)、宗教団体、青少年 (学生生徒をふくむ) 団体、医学関係、教育関係、婦人団体、福祉施設、実業界、各種組合、政党に關係ある団体、ジャーナリスト、雑誌社、官公署がふくまれている。このほか、委員会は、一般の私人とくに若い人々自身の意見をしる必要を感じ、新聞雑誌をつうじて、たびたび彼らの意見をもとめるアピールを行なった。そして何百通かの手紙をうけとった。委員たちが、このように積極的に多くの情報と若い人々との接触を求めたのは、何を意図してのことであったのだろうか。報告書が一度ならずのべているところによれば、このようになる。すなわち、成人年齢をめぐる調査は、イギリスにおいても、またおそらくは世界のどこにおいても、かつて実現されたことがないこと、したがって彼らはこの問題についてパイオニアであり、諸外国によって少なからず注目されていると意識していたこと、⁽⁴⁾がそれである。このような自意識または対外的配慮は、処々にみられるのであるが、そのことがいったい何を示すものなのかは、ある程度資料がそろったうえで考えたい。

では、右のような委員と、右のような作業方法によって、どのような報告書ができあがったであろうか。内容に立ち入るまえに、その報告書をひとことというなら、「おもしろくよめる (readable)」破格の青書^{ブルック}であるというのが、イギリスの読者の完全に一致した感想であった。この報告書は、たしかに、文章の表現のみならず、大量のエビデンスを紹介し、社会的比較法的データ^{データ}を

かなり豊富に提供している点で、特筆されるべきでいえよう。そして、外国の読者にとって、それは、イギリスの現代家族の現状をうかがいしったり、家族法改正をうながす要因をそこからみつけだしたりするための手がかりにできるのである。さて、内容についてであるが、諮問事項の範囲の広さからもわかるように、委員会が考察に及んだ範囲はきわめて多岐にわたるといわざるをえない。それらについての議論を紹介することは、いちおうの程度であつてもかなりの紙面を要することであるので、報告書自体の紹介が直接の目的でないこの稿では、きわめて限定された範囲、しかも基本的な部分、について紹介するにとどめなければならぬ。なお、報告書の五二の勧告（そのうち四四は全員一致の意見、他については二名の反対意見がある）そのものは、すべて訳出した。それは、報告書の全貌についていちおうの見当をつけるのに役立つであろう。全体の構成はといえば、八章にわかれ、「調査の範囲」、「婚姻」、「後見及び子にかんする事件」、「契約及び財産」、「軍人及び学生」、「その他の問題」、「結論の要約及び勧告」、「少数意見」という順に論じられている。ここでは、第一章と第二章をみておくことにする。第一章は、あとにつづく各章の議論の基盤となる意見が、ほぼそこであきらかにされているために重要であり、また、婚姻を扱う第二章は、「われわれのすべての問題のうちでもっとも困難であり、もっとも重大なもの」(§ 115)であると報告書自体によっていわれるとともに、国会審議における最大の論点となつた部分であるために重要であると考ええるからである。

(2) レイティ報告書の第一章「調査の範囲」のうち、以下の三点について、その大要を示してみよう。

(i) 「こんにちの若者」 (§ § 58-94)

まず、こんにちの若者について古い世代がいだくイメージといえば、飛行場でキャアキャアさわぐポップ・ファン、街を歩いているモッズやフーテンの無頼ぶり、校長にたいして作法をわきまえない髪をのびした反逆者の群、といったところになるらしい。しかし、委員たちは、古い世代のこのようなイメージの誤りを二つの原因にもとめた。一つは、犬が人をかんでもニュースにならないが、人が犬をかめばニュースになるという新聞に、他は、経済力において、また自分自身を表現する機会において、より劣悪な時代に育つた世代の「反動」に、その原因があるという。そして、彼らの青少年観は、新聞の論調によつていよいよあおられ確固たるものになっていくというのである。このようなイメージにたいしては、とうぜん多数の有力な反対論がとなえられた。それらは若者たちの良識を強調し、彼らは責任を負うことができるほどに十分成熟していると主張した。こんにち、肉体的により早期

に成熟することはたしかであっても、心理的成熟についてはどうかであろうか。英国医師会 (British Medical Association) は、その伝統上革新的とはいえないのだが、肉体的成熟に心理的成熟がともなう蓋然性とその現状を認めた。産業界商業界の代表は、若者が正直勤勉であって、信用するにたり、そして取引の現状において古い世代の多くの者より思慮深いことを証言した。委員たちは、とくに教育程度の上昇と社会経験の増大にてらして、成熟と良識の体得を肯定し、成人年齢引き下げに傾いていくのであった。よりよい教育が成熟を早め、また、好むと好まざるをとわず、多くの若い人々が早く世間にでて自分自身の生活をいとなみ、より多く稼いでいるという事実は、彼らの成熟度を示すものである。教育をうけつつある者でさえ、三〇年前には知らなかった自由を享受し、イスラエルやユダヤの歴代の王の名を憶えるかわりに、工場見学、パリ行き、国会見学、分割払いを扱う数学など、市民生活の諸実相にふれた知識をもっている。そして、何よりも委員たちが強調した引き下げの論拠は、つぎのところにありとみることができよう。「責任を負う用意があり、かつそうする能力のある者たちに責任を負わせないでおくことは、彼らを助けるといふより無責任にすることの可能性の方がずっと大きいものであると、われわれは痛切に感じるものである」(§71)。そして、責任を負うことのできない者のいることは認めつつ、それを一般化する危険性をつぎのように指摘する。すなわち、「責任を負うことのできる年齢の者に責任を付与することを差し控えていることは、彼らを反社会的にする一要因でありうるだろう。……そのことは、彼らを目に見えてよりよく行動させるについての一要因とはならないであろう。この報告書のあとにいかなる立法がつづこうとも、少年非行の問題は残るであろう。しかし、われわれは、単に一握りの重罪人のために立法してはならず、大多数の若い人たち——そのうちのある者は、良識ある人として扱われることによって、おそらくは法的に正しい側にとどまることを助けられるであろう——のために立法しなければならない。」(§89)と。このように、責任感の涵養が、とりわけ強調されていることを、注意しておこう。

では、若い人々自身はいつたいう考えていたのであろうか。委員会は、成人年齢引き下げについて若い人々自身から直接に多くの情報をうけとった。個人的に書き送ってきたものでは二対一、調査対象とした大学、高校その他の機関では三対一の割合で(実数はあきらかにされていない)、その多数が一八才引き下げに賛成であったという(§67)。ところが、報告書も問題としてとりあげ、国会でもとくに引き下げ反対論者によって、しばしば引き合いにだされたものとして、一九六六年に英国政府社会調査機関

(Government Social Survey) が全国世論調査社 (National Opinion Polls Ltd.) に委託して行なった調査結果がある。その調査は、無作為により抽出した全国の一六才から二四才の男女を対象としたものである。調査結果の一部を抄出してみよう。

問 あなたが法律上自分の分割払い契約にサインできるためには二一才になっていなければなりません。あなたは、二一才が正当な年齢だと思いますか、それともそうは思いませんか。

調査対象者の年齢	一六～二〇	二一～二四
回答者数	四〇九人	二六九人
%		%

正当な年齢

六七

七七

正当でない年齢

三〇

二二

わからない

三

一

問 あなたが法律上自分の家屋を買ったり売ったりできるためには二一才になっていなければなりません。あなたは、二一才が正当な年齢だと思いますか、それともそうは思いませんか。

調査対象者の年齢	一六～二〇	二一～二四
回答者数	四〇九人	二六九人
%		%

正当な年齢

七二

七〇

正当でない年齢

二三

二七

わからない

五

三

問 あなたが法律上親または裁判所の許可なしに婚姻できるためには二一才になっていなければなりません。あなたは、二一才が正当な年齢だと思いますか、それともそうは思いませんか。

調査対象者の年齢	一六～二〇	二一～二四
----------	-------	-------

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

回答者数 四〇九人 二六九人

% %

正當な年齢 六二 六五

正當でない年齢 三五 三三

わからない 三 二

(右の三つの間にたいして、二一才が正當でないという回答をした者について、では何才が正當な年齢だと思ふかという問を重ねると一八才という回答が圧倒的に多かった。)

このように現行法を是とする者が多数を占める調査結果 (Appendix 6) は、委員会が集めた資料とみごとに背反するわけであるが、そのことについて報告書はどういっているのだろうか。それはこういうことである。まず、右の世論調査の対象者は、どれほどがこの問題について直接の関わりなり関心なりをもっていたのであろう。何らかの關係が生じないかぎり、「法が私の邪魔をしたことはない。どうしてわざわざその法を変えるのだろうか。」 (§ 60) と思うのはとうぜんのことである。この点から、抽出された対象者のうち、親または後見人といっしょに暮している者が八一五人 (親または後見人といっしょに暮していない者一五七人、回答なし七人) という数字が、注意されなくてはならない。重要なことは、親の家庭を離れ、この問題とすでに関わりをもっているか、または将来そうなる者の反応なのである。そのような者たちは一八才への引き下げに大賛成なのであり、そしてそのような者たちはこれからますます増えるであらう、というのが報告書の判断なのである。したがって、引き下げは必要な改革であると論断するにいたるのである。 (§§ 91-94)

委員会が直接収集した資料とこの世論調査だけから、若い人々のあいだの世論をいずれと断定することもできないであらう。彼らがきわめて強力に引き下げを推進しようとしていたとみることはできないであらうし、さりとて、引き下げ説が彼らとまったく迂遠な見解であったともいい難いといわざるをえない。そもそも今次の法改革にたいする民衆の要求 (あるとして) がどのようなもので、両者はどのような結びつきを示しているのか。ことはこんにちの若者の意識の問題から、より全般的な問題へとつながり、この疑問は、ここでは未解決のまま残されることになる。

(ii) 「改変する必要があるであらうか」 (§§ 95-114)

引き下げに反対する人々は、青少年にたいしてつぎのような見解をもち、あるいはつぎのようなアプローチをする人々であった。すなわち、①青少年をニュース・ストーリーに登場する非道な危険分子とみるもの、②その職業上、若年結婚のトラブルやそのあとしまつなどに関係するもの、③大戦前における世間との接触が乏しかった自分自身の青少年期の記憶にてらして、ばく然と「未成熟」観念をいだいているもの、④教育期間の延長と教育機会の拡張によって、さらに教育をうけつつある者を念頭におきつつ発言するもの、⑤性格の諸側面は急激に発展するものでなく、若い者をできるだけ保護したいという寛大な願望に根ざすもの、がその主なところであった。それについて、報告書は、事項別に論及し、いずれについても改変の必要を説いている。婚姻にかんするものはあとにゆずれ、まず、後見、財産及び契約についてそのいうところをきいてみよう。はじめに後見について。報告書は、離婚部部長サー・ジョスリン・サイモン判事 (Sir Jocelyn Simon) のつぎのような発言を引用している。「私が〔現行法に〕反対するのは、裁判所の決定があまりにしばしば罰せられずに無視されているということにあるのである。典型的なばあい、両親が裁判所にきて、彼らの娘が監督下を脱して、まったく望ましくない男とつきあっている、という。裁判所は、両親の訴により、その交際を禁ずる決定を下す。と、つぎに起ることは、両親が裁判所にあらわれ、娘は妊娠していると述べ、彼らの婿になるべき男を監獄に送らないでくれるよう、二人して懇願することなのである。きわめて多くのシーンは、それから離婚部に移るのである」 (§ 79)。このように、娘を裁判所の被後見人にする決定は無視され、その決定にしたがわないばあいの法廷侮辱という制裁はまったく不適当で、好ましくないものだという意見が、衡平法部と離婚部の裁判官たちの一致した意見なのであった。そして、じつさいに、一六才以上の者について監護、接見、監督決定をくだすことはめったに行なわれていないのである。裁判所のこのような慣行について、報告書は、良識ある慣行であると評している。なお、報告書は、一八才以上の者について後見手続を存置することが、なによりも法及び裁判所による司法を不評にし、公衆の信頼をむしろむしばむものであるとして深く憂慮している。この点に注意しておこう。

つぎに、財産及び契約について、報告書は、二一才維持をとなえるエビデンスを集めることが、とりわけ困難であったとのべている。そして、集められた数少ないエビデンスは、つぎの二点、すなわち、信用取引の危険性、及び不慣れた運用が遺産に及ぼす

危険性を強調したものであった。しかし、報告書は、前者については、若者たちが少なくとも彼らの年長者の多くと同じくらい世慣れている (sophisticated) (mature でないとしても) ということよって、また、後者については、立法にあたって配慮すべきは多くの年若い金持ちがいるわけはなく、そのうえ彼らはこんごいよいよ減っていくであらうとのべて、反論とした。

(iii) 「正当な年齢とは何才か」 (§§ 115-125)

成人年齢は一八才が妥当であるというのが、報告書の最終的勧告である。(二名の少数意見は二一才維持説である。) その理由を要約した部分を訳出すれば、つぎのとおりである。

「①その年齢ともなれば、成熟度のきわめて増していることは、否定できない。②大多数の若者は、じじつ自分自身の生活といとなんでおり、自分自身の決定をくだし、そして、一八才である時までには責任あるおとなとして行動している。③われわれの供述人のうちで若者たちともっとも緊密な接触をもっているような者たちは、一八才が、責任を附与するについて安心な年齢であるばかりでなく、責任を附与しないでおくことの望ましくない(かりにじじさい危険であることはないとしても) 年齢であるとして、一八才に賛同した。④この年齢は、一般に、若い人々が自分で年齢のことを考えるようにみえる年齢である。……成年に達するにあたって重要な要素は、つぎの確信、すなわち、あなた方が自分で年齢のことを考えるようにみえる年齢である。……り、親の痛むうおのめにかかっていた重みをとりのぞき、そして、あなた方自身の行動がもたらす諸結果について十分責任をとるという確信、にあると、われわれは感じたのである。われわれが確信したところによれば、若い人々は、一般に、自ら自分の面倒をみることでできると考えている年齢をすぎて『保護されて』いるという感情にたいして悪く反応するものだとしたなら、彼らにはまだ高すぎるようにみえる時点にその年齢を引き下げることは、彼らをおとなとして発奮させるという望まれている効果を生まないであらう。彼らにたいして責任が拒否されているという感情の憤りといらだちとは、いぜんとして残るであらう。一八才で責任を附与されたなら、彼らは難局に臨んでよく打開するであらう。とわれわれは考える。しかし、スウフレと同じで、あまりになく待つならあまりにはやく行動するのと同じように、惨憺たる結果を生むであらう。⑤一八才は、すでに、人生における重大な分水嶺なのである。この段階において達せられる自由について若干の例をあげるとしたら、あなた方は、一八才において、国民保険の拠出について完全に責任を負うようになり、徴兵のばあいには軍務に服する責任を負い、公然とアルコール

1 表 婚姻時に21才未満の夫と妻の割合
(イングランド及びウェールズ)

年次	婚姻総数	21才未満の夫の百分率	21才未満の妻の百分率
1957	346,903	9.6	33.6
1958	339,913	10.7	35.2
1959	340,126	11	35.5
1960	343,614	11.7	36.4
1961	346,678	12.3	37.6
1962	347,732	13	39.2
1963	351,329	13.9	40.5
1964	359,307	14.5	40.8
1965	371,127	15.2	40.9
1966	384,497	16.1	41.8

Central Statistical Office: Annual Abstract of Statistics, No. 105, 1968, H. M. S. O., p. 26, Table 25 をもとにして百分率を計算した。

飲料を飲むことができ、もはや世話や保護や監督命令に服する責任を負わないのであり、自由に街頭における商いをする事ができるのである。そして、むしろあなた方は気球の事業用操縦士の免許証を申請することができる。それから、あなた方は、一八才になれば自動車やモーター・バイクを運転することができ、精神病の治療の必要があるときは成人として扱われ、また、国民健康サービスの範囲であなた方自身の医師と歯科医を選ぶことができるのである。要するに、こんにち若い人々は、一八才において、すでにその個人的私生活の多くの目的について解放されるようになっており、自ら好むように処理することができるのである。」(§ 125)

これまでみてきたところから、報告書の第一章をつうじての主なる基調はすでにあきらかであって再説するまでもないが、一言するとしたらこういうことになろう。現在、青少年が無責任または反社会的であるばあい、それは責任を附与されていないことに一因があるといえよう。そこで、思いきって責任を附与することこそは、彼らの無責任を療治し、責任感を涵養する手段として実効性があるはずだ。そのばあい、一〇代の犯罪者の裁判にあたつて一〇代の者を陪審員としたことによって少年犯罪が減ったというアメリカの一都市の経験(Appendix 10)のなかに、大きな希望をみいだそうとしているようにみえる。

(3) 報告書の第二章「婚姻」においては、自由婚姻(free marriage)、婚姻適齢、強制婚姻(compulsory betrothal)、附随的事項、結婚教育が扱われているのだが、ここでは、もっとも活発な論議がかわされた「自由婚姻」(§§ 147-165)をとりあげるにとどめる。自由婚姻という「多少人をおどろかす表現」(庶民院第二説会における法務長官の発言)は、何を指しているのであらうか。報告書は、親または裁判所の同意を要せずにする婚姻を、便宜上こう

よんだものと説明している。「自由婚姻」の項目のもとでは、二二才になるまで親または裁判所の同意を必要とする現行法が批判されているわけである。すなわち、自由婚姻年齢を二〇才または一八才に引き下げるべき、あるいは同意要件は全廃すべきだという議論（後者はごく少数者による）がきかれるのである。では、このように批判意見がでてきた原因は、何であったのだろうか。まず、早婚化現象に注目し、それから早婚化をひきおこした原因が考究されなくてはならない。早婚化現象についていえば、一九六六年の統計によって、一九才以下の花嫁は四人に一人、同様の花婿は二〇人に一人（戦前はそれぞれ九人に一人、五〇人に一人）であったことが指摘され、あらためて「婚姻慣行上の革命」が痛感された（なお1表参照）。早婚化をめぐって、報告書は、性的成熟の早期化という肉体的原因を無視しない半面、経済的自立の早期化という社会的原因にたいして十分な考慮を払っている。賃金の上昇、職種の高級化、婦人労働者の雇傭機会の拡大、分割払い契約の普及などが、自立の早期化、したがって早婚の可能性を保障しているというのである。すなわち、一五（二四才の年齢階層の実収入は大幅に増えてきており（なお2表参照）、また、かつての使い走り、ご用聞き、バスの車掌といった職種や、先のみえた仕事は減ってきていることが、エビデンスによってあきらかにされている。そしてまた、経済的に十分安定するまで妻が働く傾向は増し、世帯道具は分割払いでとりそろえることができるのが現状であるともいわれているのである。なお、報告書は、このような社会的原因のみならず、若い人が、自分自身の問題进行处理にあたって、ますます自主独立の意気にあふれているという心理面の原因にも注意している。

では、つぎに自由婚姻年齢は何才が正当であるかをめぐり、対立する二つの意見をきいてみよう。

(i) 現行法どおり（二二才）を支持する説

報告書は、現行法を支持するエビデンスの論拠を、集約してつぎのように紹介している。①身体的成熟は情緒的成熟を意味しない。②教育期間の延長は、結婚相手の賢明な選択にとって肝心な、世間一般の経験をうる時間を減らしてしまっている。（学校から祭壇へ）③平均寿命の延長によって、成人年齢は引き上げられるところを論理的である。④若い人々のあいだでさえ、自由婚姻年齢を引き下げるべき庄倒的要求は存しないようである。⑤妥協しない両親を説得することこそ、成熟の指標であり、祭壇に近付くまえの神盟探湯である。⑥二二才未満のあいだ制約を附することは、延期する要因として作用するだけなのであり、一・二年待てないような関係であれば、婚姻してもちこたえるであろうか。（§ 148） ついで報告書の各所に散在して紹介されているエビデン

2表 賃 金（筋肉労働者の平均週給） 1956年4月以後における賃金の上昇を百分率であらわしたもの

工業その他の産業	男 子 (21才以上)		青 少 年	女 子 (18才以上)		少 女									
				フルタイム	パートタイム										
	賃 金														
	s.	d.	百分率	s.	d.	百分率	s.	d.	百分率						
1961	306	10	30	137	10	37	154	6	29	79	7	33	102	0	30
1962	317	3	35	141	9	41	160	10	34	83	1	38	104	1	32
1963	334	11	42	148	8	48	168	3	40	87	3	45	109	2	39
1964	362	2	54	163	2	62	179	1	49	92	11	55	119	4	52
1965	391	9	66	179	10	79	191	11	60	100	8	68	129	6	64
1966	405	0	72	192	10	92	199	10	66	104	4	74	135	1	72
1967	406	1	72	191	9	91	201	4	68	106	4	77	135	9	72
1967	411	7	75	199	0	98	204	2	70	107	7	79	138	8	76
1967	427	6	81	201	8	101	211	2	76	110	7	84	140	0	78
1968	445	3	89	215	3	114	218	10	82	114	11	91	150	8	91
1968	459	11	95	214	6	113	225	11	88	118	7	97	151	4	92
1969	478	3	103	229	10	129	234	8	96	123	6	106	158	0	101

Registrar's Statistical Review of England and Wales, Monthly Review, Sep. 1969, p. 131. Table 159.

4 表 裁判所による婚姻同意

年次	申立件数	同意決定件数
1958	622	357
1959	513	323
1960	527	333
1961	674	403
1962	555	332
1963	576	365
1964	574	366
1965	598	356

Cmnd. 3342, p. 148.

3 表 婚姻時年齢別離婚率 (1965年)
(婚姻 1,000 にたいする)

婚姻年	全婚姻年齢別離婚率	20才未満の者の婚姻の離婚率
1935-39	1.1	2.9
1940-44	1.9	4.7
1945-49	2.9	7.5
1950-54	4.2	10.6
1455-59	6.9	18.9
1960-61	7.2	20.2

Cmnd. 3342, p. 198.

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

二六八

スや少数意見のなから、さらに、二一才支持の理由をさぐってみよう。すなわち、⑥現行法には、賢明でない「インスタント結婚」を阻止する効果がある。しかし、自由婚姻年齢が引き下げられれば、きわめて不安定な一〇代の婚姻（3表参照）は、いよいよポピュラーになるだろう（§§ 105, 561）。⑦自由婚姻年齢の引き下げは、親の権威をいっそう低下せしめるだろう（§ 106）、というのがそれである。これらのエビデンスのうちには、ここであえてこれ以上言及するまでもないものもあるが、いくつかのおぎないをしておこう。④の主張をするものは、さきに引用した全国世論調査の自由婚姻にたいする意識調査をもちだすのがつねである。その他、親の同意がえられず、裁判所の同意を申し立てる件数の少ないという事実は、現に同意を拒絶する親の少ないこと、したがって若者のあいだに不満のないことを示している、と主張する。じつさい、一〇代の婚姻三〇〇件につきわずか一件が、裁判所にもちだされるにすぎないのである（なお4表参照）。⑥の意見をのべる人々はカトリック結婚助言協会（Catholic Marriage Advisory Council）からえたというある情報を引用した。それによれば、親の同意が問題となった一七七件のうち八四件については婚姻の延期をみた（三六件は子が裁判所の許可をえるといったので結局親が同意し、二九件は裁判所へいき、そのうち二六件は同意判決をえた）のであり、このことは、現実には親の説得が十分効をそうしていると解釈できる資料であるとするのである。なお、未成年時に締結された婚姻についていえば、それがとくに傷つきやすいことは統計によってあきらかである（3表参照）。⑦の見解は、つぎにのべるような論拠に立って主張された。すなわち、法は、親の忠告の有効性にとって欠くべからざるささえとなっているのであり、「法の重要性は、異なる世代がお互いに相談しあい、協議しあう間柄であ

することをあきらかにするところにある。」(§ 572) というのである。そして、法律上の制裁が存するということは、そこにふくまれる人間関係を規制するにあたって、ある役割をはたしている——刑法は善惡の限界についてのわれわれの理解を裏付ける役に立ち、婚姻は一夫一婦の生涯間の結合であるという法的概念は、婚姻の安定性をささえる助けをしている——のではないだろうか。現行法支持者は、親の同意権についての法律上の規定も同様の役割をはたしていると理解するのである。

(ii) 引き下げ（一八才）を支持する説

引き下げを主張するエビデンスは、まず、現行法維持説の論拠①について反対の見解を示すほか、つぎのように自説を弁護する。すなわち、②主として富裕な子弟の財産を保護するための現行法は、一五か一六で自分の賃金を稼ぐ大多数の子にとっては適合しない。③教育の改善、早期成熟及び高賃金は、婚姻するにより有力な状態におく。④親の同意という法的要件が除去されるなら、問題のことがらにかんする親子間の討議はいまよりもさらに実り多いものになるだろう。⑤他の面においては、一八才で自分自身の生活を営んでいけると判断しつつ、このようにもっとも個人的である問題について親の批評に服せしめておくことはつじつまの合わないことである (§ 149)。以上五つの論拠のうち④と⑤についていくらか敷衍してのべておこう。右の④の意見は、法の機能の認識について二一才説と真正面から対立するものである。すなわち、引き下げ論者は、法は、家族のきずなを強化するものとして役に立つどころか、法が異世代間にひきおこすあつれきによって、そのきずなをすり減らしさえするとみるのである。すなわち、重要なのは、法ではなく、親の事実上の説得力なのである。親が頑固な態度をとることは、子の態度を硬化させるばあいが少なくないのであって、軽率な婚姻を思いとどまらせる最善の説得は、ときに、「何もいわずに子どもの目からうろこが落ちるのを苦しい忍耐のうちに待つことだけによって、そうすることが重要である。」 (§ 138) のである。そして、ここでも、青少年が子どもとして扱われているという感情は、無責任な態度をひきおこすことが懸命に警告されている。そして、拒絶している親の翻意を求め手段としてだけのために、若い人たちが赤ん坊をつくりはじめることには言及している。このことは、結婚のスタートとしてなさないことであり、花婿でなく父親に銃を向けて結婚に同意させることになるような法の状態（いわゆる散弾銃結婚 shotgun marriage を生む）は悲しむべきだと考えるのである。なお、⑤に関連して、そもそも親による同意権の行使が賢明でない婚姻を阻止できると期待しえるかどうかの問題とされている。現在の親の不同意は、かならずしも健全な理由にもとづいていないことを

指摘するエビデンスがあるのである。裁判所に婚姻の許可を求めにいった夫婦の多くがその許可をえている（４表参照）ことは、その一証左であるという。さらに、そもそも、現代の親について、じっさい、右の権利を行使できる条件がそなわっているのだろうか。経済的自立の早期化と現代生活の可動性（進学のばあいにもおこりうることだが）とは、子をしばしば親の家庭から離脱せしめてきている（この割合はきわめて大きいといわれながら、信頼するにたる実数はあきらかにされていない）。そこで、婚姻同意が求められたとき、親は、もはやその子を現に監護していないとなると、紹介された子の婚約者が子にとってふさわしい相手であるかどうか、どうやって妥当な判断をくだすというのであろう。こういうのが引き下げ論の有力な論拠なのである。

(iii) 自由婚姻をめぐる如上の対立点を、さらに要約してみるとこのようになるであらうか。現行法維持論と引き下げ論とは、親子関係の現状認識において、また法の機能の認識においてあいことなる基盤にたつものといえよう。前者は、親の多くが外部のいかなる権威よりも子のよき判定者であるとみる。そのような認識のうえに立って親による同意権の行使が、積極的に若年婚姻を阻止し、婚姻の安定性をささえる力を發揮することを期待しようとするのである。（その期待は大々的なというよりは、一縷の期待のようでもあるのだが）そのためには、親にその重大な責任を自覚させ、かつ、その権威を裏付けけるものとしての現行法を存置することが有意義である、というわけである。後者すなわち報告書の多数意見は、親は同意権を有効に行使していない、あるいは有効に行使できないという認識にたつ。しかし、そのような時代においても、婚姻の制度性にたいして、満幅の敬意を払い、親子関係をいくらかでも好転させるために、何らかの施策が考えられなくてはならない。そこで、法的枠組をとりはずすことを考え、そうするならいまよりも友好的で実効ある話し合いの場が生まれるであらうと期待するのである。この論者たちは、ときに、「家族は法的武器なしにやってゆけるに十分なほど強固である」(solid)と表明するのであるが、それは、家族への追従や現状の理想化ともうけとれるむなししいびきをもってはいないだらうか。こうしてみてみると、この報告書は、軽快な調子で「おもしろくよめる」ように書かれている反面、全体として、沈痛な調子で現代社会が担う課題の一部を露呈しているといえよう。すなわち、（非行）青少年問題や家族の不安定性にたいして、つくりだした樂觀ムードのなかで気をひきたてつつ、成算といえなくとも何らかのはたらかかけをしないではいられないのだとみるのはあやまりであらうか。

*

*

*

さて、大略以上のような内容（なお後掲法律第一章の上段の勧告を参照）のレイティ報告書は、一九六七年十一月二〇日（平価切り下げ断行の二日後）と二日、それぞれ庶民院と貴族院において、論議された。そこでは、委員会の多数意見にたいして、政府が「ひじょうな共感をいだいている」ことがあきらかにされ、その立法化の遠くないことが予知された。

(1) 「もちろん、じつさいに、これは一個の法案ではないのであります。三つの報告書をつめこむための三つの法案なのであります。このことは、法律を起草するにあたって正しいやり方ではないのでありますが、国会の時間の調整をする人々は、三つの法案は、つねに一つよりもよけい時間のかかるものだといっております。したがって、諸卿がご自分のものごとをうまくはこばせたいときは、三つを一つにすべきなのであります。」そして、法案の名称は、技術的に、正しくは、「法改正（雜規定）（成人年齢、嫡出でない子の相続権及び父性の立証）法案」とされるべきかもしれない。しかし、それでは、「まったく、ひどい」から、「概して難点が少ない」ものとして、「家族法改正法案」という名称が選ばれた、と説明されています。（*Per Lord Gardiner, Official Report, Lords, cols. 1194-1195, 26/11/68.*）

(2) なお、審議時間の比較的短かさを国会の審議内容のとおりにいふことは、むしろきのことともあわせて考慮されなくてはならないであろう。法案提出前における委員会と政府、とりわけその一員たる大法官との深いつながり（まことにこの法案の父」（貴族院第二読会における発言）とよばれる）、そして、法案となった段階では、家族法関係は議員提出法案であるのが慣行であるにもかかわらず、この法案は政府提出法案となったこと、がそれである。

(3) *Official Report, Lords, col. 1065, 22/11/67.*

(4) 報告書の少数意見は、「われわれの国をして法改革における国際的ペース・メーカーとしての役割をはたさせるということとは、ききうきすることであるかもしれない」が、国内に一般的改変への運動が存在しないことをのべて、より冷静であるようにみえる。（§ 551）

(5) レイティ報告書について直接的に記述するものとして以下の文献が挙げられる。藤田「イギリスにおける成人年齢引き下げの勧告」*ソフアンズ*二〇一号（一九六七）九三〜一〇三頁、J. E., *The Age of Majority (Lacey Committee)*, 116 New L. J. 589 (1966); *Age of Majority: The Lacey Report*, New L. J. 813, July 27, 1967; *The Lacey Committee 1: The Age of Marriage*, 117 New L. J. 796 (1967); *The Lacey Committee 2: Contract and Property*, 117 New L. J. 842 (1967); Garner, *The Age of Majority*, 111 Sol. J. 677 (1967); Bicknell, *The Age of Majority*, 117 New L. J.

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

955 (1967) ; Downey, Report of the Committee on the Age of Majority, 31 Modern L. Rev. 429 (1968) ; Bicknell, Age of Majority, Sol. J. 156, Feb. 28 (1969).

2 「嫡出でない者の相続にかんする法についての委員会報告書」(ラッセル報告書)

(1) 「家族法改正法」第二章は、ラッセル報告書の勧告に対応するものである。この報告書を作成した委員会(委員長ラッセル(Russel, C.) 裁判官卿以下八名の委員からなる)は、一九六四年二月一日に、「イングランドとウェールズ、及びスコットランドにおける嫡出でない者にかんする相続法にたいして、何らかの変更が望まれるかどうか、を考慮するために、」大法官及びスコットランド相によつて設置されたものであった。報告書は、一九六六年七月、国会に提出された。報告書によれば、委員会の「調査の範囲」は、つぎのとおりであると考えられていたことがわかる。——「(i)全部または一部無遺言のばあいにおける遺産の分配(イングランドとウェールズ、及びスコットランド)、(ii)修正された一九三八年相続(家族死後扶養)法(Inheritance (Family Provision) Act 1938) にもとづく被扶養者として請求する権能(イングランドとウェールズ)、(iii)義務分(legitim)にたいする権利(スコットランド)、(iv)遺言にもとづく相続——「子」及び「子孫」というような語は、いちおう、嫡出でない者をふくまない、という解釈原則についての考察に及ぶ。」(Cmd. 3051, § 6)

これらの調査事項にたいする結論的勧告(後掲法文第二章上段参照)をみるまえに、これらの事項にかんして、「家族法改正法」制定以前、嫡出でない子がどのような地位におかれていたか、ちよつとふりかえておく必要がある。⁽²⁾ コモン・ロー上の非嫡出子について記述するものは、簡明に、「何人ノ子ニモ非ザル子」(*filius nullius*)としてその地位をあらわすのがふつうであった。「何人ノ子ニモ非ザル子」、すなわち「何人ノ相続人ニモ非ザル者」(*heres nullius*)にたいして、はじめに一定の相続権をあたえたのは、一九二六年準正法(Legitimacy Act 1926, 16 & 17 Geo. 5, c. 60)であった。同法によつて、非嫡出子は、母が無遺言で死亡したばあい、その母が嫡出の子孫を残さなかったのであれば、嫡出であるばあいと同様に、(その非嫡出子が母より先に死亡していれば、その者の嫡出の子孫が)相続することができ、また、その母は、非嫡出子が無遺言で死亡したばあい、その非嫡出子が配偶者または嫡出の子孫を残さなかったのであれば、相続することができるようになった。つぎに、一九三八年相続(家族死後

扶養) 法は、死者の被扶養者が、遺言無遺言をとわず、一定のばあいはその遺産から合理的扶養をうくべく、裁判所にたいして請求することを許した。そのばあいの「被扶養者」は、生存配偶者、未婚の娘、二一才未満の息子、及び無能力のために自活しえない子であると定義されており (Ibid, s. 1 (2))、嫡出でない子はそこにふくまれないのであった。さらに、遺言相続のばあい、裁判所が遺言の解釈をするとき、「子」または「子孫」という語は、遺言者が非嫡出子を指していたという結論を正当化する状況が存しないかぎり、い・ち・お・う、「嫡出でない」子または子孫を意味するというのが確立した原則なのであった。

このような法の現状をまえにして、委員会はどのような基本的姿勢でのぞんだのであったか、それは「若干の一般的考慮事項」 (§§ 19-23) と名づけられる部分で、あきらかにされている。そこでは、つぎの二点が明言されているのである。一は、「親については何といわれようとも、私生子は、いかなる非行をも犯していない。彼を相続上劣位の身分、またはじっさい承認をうけていない身分に定め置くことは、自らは責任のない非行のゆえに彼を罰することなのである。」 (§ 19) というものである。他は、いくつかの分野において、「近年、私生子のことを、父をもふくめてその親とじっさいに親子関係にある者として認める傾向にある」と、すなわち、「立法の一般的傾向は、私生子の無能力を除去する方に向ってきている。」 (§ 20) ことを自覚するものである。立法例としては、致命的事故諸法 (Fatal Accidents Acts 1846-1959)、労働者災害補償諸法 (Workmen's Compensation Acts)、家族手当法 (Family Allowances Act 1945) などが挙げられている。そのほか、私生子の相続権を拡大することは、心理上物質上「婚姻の制度性を弱体化する効果を生じ、そしてそのことのために望ましくないことだと考え」る人々のいることに言及をする。しかし、そのような見解について、報告書はどのようにも判断をくだしていない。

(2) ラッセル委員会がいかなる勧告を行なったかは、後掲法文第二章上段の訳文にゆずる。ここでは、もっとも議論の多かったところであり、しかも一名の少数意見が付せられることになった論点だけにつき、一瞥することにする。それは、父の遺産にたいする非嫡出子の相続権をめぐる、とくに認知制度導入の適否をめぐる議論であった。まず、多数意見の論者は、母の遺産にたいする権利を認める根拠を、母子間の家族的関係 (familial relation) の有無と関係させず、単なる血のつながり (blood link) に求めるのであるが、父の遺産にたいするばあいも、それとことなるべきでない (§ 38)、父性を立証することのむずかしさも、私生子のその父の遺産にたいする権利を排除することを正当化するものではない (§ 37) と考えた。そして、相続は、原則として、正式で

あれ不正式であれ任意的認知があつたばあいにかざられるべきだという提案を拒否し(§ 39)、また、相続の目的のために、決定的に父性を確証するところの認知という何らかの行為を規定することは、勧められるべきでない(§ 42)というのであった。将来の相続のために、父の生存中私生子が父性の宣言を求める制度を導入すべきかについては、さような訴訟は真に投機的(truly speculative)である——争った父は、その敗訴ののち、無遺言で死亡しないように、あるいは生きていうちに財産を費消してしまうように骨を折るかもしれないことも考慮に入れられている——という理由で承認できないという結論をえた(§ 40)。では、父性の事実はどうのようにして確証されるべきなのか。それは、問題の解決を求められた裁判所が、面前にあるすべての証拠(父による出生証明書をふくめて)にもとづいて決定すべきだというのである。「裁判所は、死者の遺産にたいする請求を扱うことに慣れている」(§ 44)からというわけである。

このような多数意見にたいする主要な異論は、サー・ヒュー・ルカス・トゥース(Sir Hugh M. Lucas-Tooth, Bt, M.P.)の少数意見(pp. 16-18)のなかに要約されている。すなわち、「母性とは対照的に、父性を確証することは、じっさい困難だということ」、そしてその困難を除去するためには、私生子とその父とのあいだの家族的関係の存在に着目すべきである。かかる関係を、私生子の相続権が具体化されうる条件として、制定法によって規定されることを望ましい。すなわち、ある男が私生子を認知していたことを確証する目的のためには、①父が出生登録簿に署名したこと、②父がその私生子を自分の子として承認し、一定の様式の文書に署名したこと、③子が、ある期間(いかに短かくとも)認知された子としてその父とともに暮したこと、という条件のうち一つを充足しなければならないとするのである。そして、多数説のように父性の立証を全面的に裁判所にゆだねることについては、判例法一般につうじるであらうようなつぎのごとき批判をくだしているのは興味深い。すなわち、「判例法を形成する過程は、ながい道のりであり、多くの懸念と失望と犠牲をとまなうであらうし、そして最終の結果は不満足なものであるかもしれない。すべての子と両親とのあいだにおける処遇上の平等という原理と、ひどくへだたてみえるであらうことはたしかであらう。」と。

右の論点は、国会においても議論の一つの焦点とはなったが、けっきょく報告書の多数意見が立法化されたのであった。

(3) ラッセル報告書は、「付録」をふくめて二四ページの小冊子であるのだが、イギリスにおける名高い私生子待遇の歴史に、法律上の終幕の近いことをしらせる有力な文書として、記念すべきものとなったわけである。ところで、その勧告は、衝撃的とい

5 表 非嫡出子出生数
(イングランド及びウェールズ)

年	非嫡出子出生数 単位 1,000 人	出生総数にたい する非嫡出子 の百分率
1870-2	45	5.6
1880-2	43	4.9
1890-2	38	4.3
1900-2	37	3.9
1910-2	37	4.2
1920-2	39	4.6
1930-2	28	4.5
1947	47	5.3
1948	42	5.4
1949	37	5.1
1950	35	5.1
1951	33	4.8
1952	33	4.8
1953	33	4.7
1954	32	4.7
1955	31	4.7
1956	34	4.8
1957	35	4.8
1958	36	4.9
1959	38	5.1
1960	43	5.4
1961	48	6.0
1962	55	6.6
1963	59	6.9
1964	63	7.2
1965	66	7.7
1966	67	7.9
1967	70	8.4

Annual Abstract of Statistics 1968,
p. 24, Table 24.

うべきなのであろうか。それは、私生子法改正提唱の歴史を繰れば、時期的にさほど唐突な出現であったといえないであらうし、また、その勧告内容の現代における社会的影響力を思えば、それほど革命的であると評することもなかなからうか。私生子法改革論議の歴史をみるとしたら、もっともみじかい期間にかぎるとしても、第一次大戦直後からはじめなければならぬであらう。戦後は、非嫡出子の出生率が激増し、そしてそれはいつか減じる傾向をみせず（5表参照）、他方では、もろもろの条件から子の福祉がやかましく論ぜられるのである。このような情勢のもとで、二冊の著名な法改革の書物があらわされた。一九五一年のものは、非嫡出子について一〇項目の改革案を示したが、それらは主として父の決定手続（affiliation proceedings）＝扶養料請求にかかわるものであった。一九六四年の著書は（4）どうであったかといえは、「われわれは、すべての子を、その出生の事情に関係なく平等の基盤のうえに立たせることを切望する」として、扶養をうける権利において、また、相続（家族死後扶養）法中の「被扶養者」

の定義において、差別されないことを勧告した。そして、さらに、「あらゆる非嫡出子は、むしろ、その母及びその推定上の父 (putative father) の遺産にたいして権利をあたえられるべきである。」というまでに前進をみせたのであった。それよりおくれで、一九六六年一月には、英国教会がその全国会議社会責任委員会の研究をまとめ、一冊のパンフレットとして公表をした。⁽⁵⁾それは、「教会の報告書嫡出でない者のために新法を要求する——双親の子としての身分」という見出しで、報道された (ザ・タイムズ紙一月一四日)。そこで提示された改革案は、①婚姻外において子の父となった者が、任意的に、その子のために法律上の父としての責任を負うための規定、②嫡正でない父が、任意的に、自己の法律上の責任を認めないばあいは、その子の利益のために、裁判所及び児童の世話をする当局をつうじ、社会的行為 (social action) がなされるための規定、を設けよ (§ 31)、いいかえれば、イギリス法にはいられていないが、大陸法においてはきわめて一般的な任意認知と強制認知制度を認めよ (§§ 55, 56) というものであった。このような勧告は、基本的に、「子はふつうの法的意味において完全に父と母との両方に属している」 (§ 54) と考える立場からなされたものである。他方には、その考えが、婚姻の制度性を弱体化するであろうとおそれる人々がいた。彼らにたいして、教会は、教会内部におけるある経験——一九六四年に嫡出でないことのゆえに司教牧師としての聖職授与、司教としての叙階を拒まれることのないように改正した——を紹介し、「しかし、そのことは教会が婚姻の制度性を支持することにおいて少しでも弱まっているからであると示唆するなら、それはあやまりとなろう。」 (§ 56) とのべた。そして、また、「過去においては、非嫡出として生まれた者から家族的諸権利を奪うことによって、国家は、安定的社会の本質的要素の一つである単婚的家族生活に貢献するのだと考えた。こんにち、安定的社会の別の本質的要素は、法はできるかぎり衡平に基礎をおいているとみられるべきであるということである。」⁽⁶⁾ といって、現代の国家にたいして、私生子の不平等を除去することが待望されていることを断言した。法曹界教会における右のような動きが、ラッセル報告書や「家族法改正法」への途を準備した面のあることに注意しておこう。

つぎに、この勧告内容の社会的影響はいかに予想されるか、報告書のことばに即してみてみると、つぎようになる。すなわち、報告書が勧告する私生子の相続権拡大の影響は、これを計ることが不可能であり、「私生子のうち、どのくらいの割合の者が、その父親を確実につきとめることができるか、じつさに確かめうる手段がないのである。私生子が何らかの一般的相続権をあたえられたとして、無遺言または一部無遺言の遺産——問題となる遺産の高は、たいいていのばあい、おそらく少ないものであろうが——

にたいし、請求権を確証しようとするであろう請求者の数を推測することさえ不可能である。相当の遺産を残した死亡者が、私生子の父となつたばあいは（あるいは、その子の数人の可能性ある父の一人であつたばあいでさえも）、自発的に死後扶養をし、そして世間にしられることを避ける公算が大であつたのである。さらに、そのような遺産であれば、父性の証拠が古く微弱なばあいでさえ、大いに右の請求を誘引するであろうものである。」(824)——右の記述は、相続権の拡大という人道主義者たちの年来の主張が、いよいよ実現される段になってみると、かつてのどの時代よりも事実上光彩を失なつたものになつてゐたことを示してはいないだろうか。現実の未婚の母と子は、高くてよくない住宅事情の解決や、扶養料の最高額の増額あるいはその上限規定の徹底をこそ切望しているのではないだろうか。それなのに、なぜ、この時期に、まず相続権をめぐる問題に手をつけたのか。それは軽々に論断できる問題ではない。ここでは、一つ、イギリスにおける比較法研究への異常な関心とその専門家の活躍、及びそのような現象をもたらした諸条件が関係ありはしないか、疑問を提示するにとどめる。⁽⁷⁾

- (1) スコットランドにおいても、「一九六五年法律委員会法」第二条によりスコットランド法律委員会が設置され、同委員会
は、イングランドと何らかの連絡をたもちながら改革を進めてゐるのである。その動向をみることは重要なことだが、本稿
では、スコットランド法とその改正動向への言及を省略してゐる。（前掲「家族法改正関係資料及び関連国会制定法」参照）
(2) 木下「イギリスにおける非嫡出子」英城大学文理学部紀要第一五号（一九六四）一四三ページ以下、Lasok, La condition
juridique des enfans en droit anglais, 18 R. I. D. C. 615 (1966) ; Stone, Illegitimacy and Claims to Money and
other Property: A Comparative Survey, 15 Int'l & Comp. L. Q. 505. 参照。

- (3) Williams (ed.), The Reform of the Law, 1951, pp. 136-153.
(4) Gardiner, G. & A. Martin (ed.), Law Reform Now, 1964, pp. 122-149.
(5) The Church Assembly Board for Social Responsibility, Fatherless by Law? — The Law and the Welfare of
Children Designated Illegitimate, 1966. この報告書を作成した委員会は、レスターの司教 (Lord Bishop of Leicester)
以下一名の聖職者委員四名の専門家委員からなつてゐた。そのなかには、註(4)の著書の家族法の部分を共同執筆した
Stone, O. M. 及び Lasok, D. が参加していたことに注意しておこう。なお、教会が世俗の家族法にたいする再検討を提唱
し、「いぢめるしく開明的な」勧告を行つたのは、「離婚法改正法」のばあいにおいても同様であつた。

- (c) The Times, Dec. 13, 1967, p. 13 & Nov. 22, 1968, p. 15. やる Wimperis, The Unmarried Mother and Her Child, 1960; Wynn, Fatherless Families, 1963; Marsden, Mothers Alone, 1969 参照。
- (7) ラッセル報告書について論説する文献として以下のものが挙げられる。Official Report, Lords, cols. 707-775, 22/2/67; Succession Rights of Illegitimate Children, 116 New L. J. 1122 (1966); Stone, Report of the Committee on the Law of Succession in Relation to Illegitimate Persons, 30 Modern L. Rev. 552 (1967).

3 「民事訴訟手続中における血液検査及び父性の立証についての法律委員会報告書」(スカーマン報告書)

(1) 右の報告書は、法律委員会法の成立後、家族法についても本来の検討機関として活動をつづけてきた法律委員会(委員長はスカーマン(Scarman, L.)判事)が作成したものの一つである。それが発行されたのは、「家族法改正法案」が貴族院に提出される前日にあたる一九六八年一〇月三〇日であった。血液検査及び父性の立証についての問題は、一九六六年のはじめに、高等法院離婚部の裁判官たちが、法律委員会によるその検討を示唆したことにはじまるといわれている。父性が争点となっている事件における血液検査全般にわたる問題、とくに、当事者たちにたいし裁判所が血液検査を命じることができるように法を修正することが正しいかどうか、を考慮することが求められたのである。同委員会は、一九六七年七月に、その予備的見解(一定のばあいには、裁判所は強制的血液検査を命じる権能を有するべきであるという)をあきらかにしたワーキング・ペーパーを発行し、ひろく各界の意見を求めた。法曹、法学者、医師、政府各省、そして、強制的血液検査を命じる権能を認めるデンマーク、ノールウェー及びスウェーデンの各司法省等の意見が徴せられた。予備的考察をまとめる過程で、血液検査の問題は、それだけ分離して検討するのではなく、現行の証拠の諸原則のいずれかについて、それが変更される必要があるかどうかをも、あわせて考慮すべきことがあきらかにされた。したがって、この報告書は、まずもって、裁判所にたいし血液検査を命ずる権能をあたえることの妥当性を扱う一方、このことを、より大きな問題、すなわち、父性の証明を支配している法は満足のゆくものであるかどうかという問題と関連させて、考慮することにした。

報告書は、勧告をなすに先だち、「現状」(§§ 8-13)についてのべている。この部分は、委員会が後掲勧告をなすにいたった理

由を¹するため、そして、勧告及びそれをうけいれた法律を理解するために有益であらうから、その大要を紹介しておこう。そこでは、現在、裁判所が父性の決定にいたる過程で、血液検査がはたしている役割が考察されているのであるが、それはつぎのように二つの問題にわけて検討されている。一は、裁判所によって要求されている証拠の性格はどのようなものであるのか、であり、他は、裁判所は、現行法のままで血液検査を命じる権能をもっているであらうか、というものである。

(2) 要求される証拠の性格 (§§ 9-17)

父性の存否は、主として、父の決定手続、離婚、婚姻無効、準正化宣言の訴訟において、その他相続にかんする訴訟において、争点となりうるのである。報告書は、前の三つのばあいを扱っている。

(i) 父の決定手続 これは、父性が争点となる事件の大多数を占めるものであるといわれるが、きわめてかぎられた条件のもとで、非嫡出子の母が、子の父にたいして、子の扶養のための支払を求めるものである (Affiliation Proceedings Act 1957, 5 & 6 Eliz. 2, c. 55, s. 1)。² 父の決定手続を申し立てる件数は年間一〇、〇〇〇件以下であって、その数は、上昇する非嫡出子出生総数 (5表参照) にてらし、多いといふことはできないであらう。このような現象は、非嫡出子が安定的、不正式結合において生まれた³り、出生後すぐ養子にやられたり、あるいはまた、その父が自発的に扶養契約を結んだりして、申立をする必要のないばあいが多いからかもしれない。しかし、非嫡出子の母がこの種の訴訟を提起するのをきらうことは、よくしられているにもかかわらず、一九六六年には八、六六四件、六七年には九、六三四件の申立はあったのである。そのうち決定をえたのは、それぞれ、七、四五八件、八、五〇七件であった。これらの数字について、報告書はつぎのようにいっている。「裁判所が血液検査を命じたのなら、これらのうちのどれくらいの事件において、助けられたであらうかを確証することは不可能である。しかし、裁判所が現行法にもとづいて利用しうる証拠によってある決定に到達することが、しばしばきわめて困難であることは、ひろく承認されている。」と。父の決定手続を申し立てた母は、被告が子の父であることを立証しなければならぬのであるが、その立証の標準は、蓋然性の衡量 (balance of probabilities) にもとづいてであって、合理的に疑いのないまでではない。

(ii) 離婚訴訟及び婚姻無効訴訟 父の決定手続とことなり、これらの訴訟において、裁判所の決定は嫡出性の推定の制限をうけるのである。婚姻中に妻が生んだ子はいちおう嫡出であるというこの推定の強さは、時代によって変わってきてはいるが、こんに

ちでも、夫が子の父でないことは合理的に疑いのないまでに (beyond reasonable doubt) 立証されなければならないのである。⁽¹⁾ このような証拠の標準は、刑事のそのの類推なのであり、姦通という婚姻上の犯行が、刑事上の犯行とくらべ、その重大性においてほとんど劣らないと見られた時代に起源をもつのである。しかし、最近、姦通を立証するために必要とされる責任は、その他の民事訴訟におけると同様に、蓋然性の衡量でたると判示する控訴院の一裁判官の意見(その命題は権威的とはいえないが)があらわれた (Per Lord Denning, *Re. L.* [1968] P. 119 at 153, 154) 報告書は、けっきょく、蓋然性の衡量にもとづいて嫡出推定がくつがえされるべきことを勧告するのであるが、その論拠として、以下のことが考えられている。①父の決定手続において要求される証拠の標準と、離婚または婚姻無効訴訟におけるそれとのあいだに区別があるのは、歴史的にみて納得できることである。前者は、通常、子が非嫡出であるかどうかについての議論ではなく、そこでは、だれが父親であるかが争点なのであり、後者の訴訟では、子が私生子になるかもしれないのである。これまで、私生子は恥辱の源泉でありあざけりの的であったため、嫡出推定の厳格性についてはそれなりの理由があったわけである。しかし、いまでは、社会の非嫡出子観が緩和されたものになってきていることを思うべきである。(§ 13) ②非嫡出子にたいする世論と法は変化しているにもかかわらず、裁判所はいまでもなお、子を私生子とする効果をもつ判決をくだすことを、きわめて重大なことだとみている。しかしながら、多くのばあい、できることなら父性についての真実をすることこそが子の最善の利益なのである。妻の生んだ子の父であることを認めない父が、嫡出推定の強さのために父でないことを立証しえないばあい、その子に及ぶ感情上財産上の影響は有益であるはずがないであらう。(§ 14) ③子が出生において非嫡出であるという事実は、もはや、一生非嫡出であるだろうことを意味しない。一九五九年準正法は、姦生子たる私生子にも準正される機会をあたえた。(§ 14) ④「こんにち、どんな犠牲を払ってまでも子を嫡出であると宣言しておくよりも、正しい決定に到達する方が、裁判所にとって、より重要である、とわれわれは示唆する。そしてその犠牲は、現在、しばしば夫にたいして、おそらくは自分自身のものでない子を扶養させるという不正義と、さらに、それにより法の評判を落とすという結果を、必然ともなうのである。」(§ 15) ⑤現在の証拠の原則が厳格に適用されるとしたら、裁判所は不当な判決をくださざるをえない。白人の夫婦のあいだに黄色人種の子が生まれたばあい、子の懐胎時の不接近を夫が立証しえないなら、その子の嫡出推定はくつがえらないことになるのである。(§ 16) 以上考察してきたところから、「われわれは、その推定が、父の決定手続

において要求される証拠の標準と調和するように、蓋然性の衡量にもとづいてくつがえされるべきでないという正当な理由をみいださないのである。」 (§ 15) と結論された。

(3) 裁判所が現在有する権能 (§§ 18-30)

裁判所が血液検査を命ずる権能についての議論は、むしろ「古い」ことではない。イギリスで、血液型の証拠が刑事事件においてはじめて用いられたのは一九二九年であり、父性の争いともなる民事訴訟においては、つぎの一〇年のあいだであった。したがって、その権能を、一八五七年までつづいた教会裁判所の慣行（性的無能力を理由とする婚姻無効事件における身体検査を命じる）から引き出すことはできないものとみられている。控訴院は、一九六三年に、婚姻無効訴訟において、その裁判所は、血液検査を命ずる権能をもたないむねを判示した (*W. v. W. (No. 4)* [1964] P. 67)。ここでは、皮膚を刺し微量の血液を採用することは、同意をえているか、または法によって権能を付与されていないかぎり、「暴行」であるか、「いちおう不法な行為」であるか、または「個人の自由と権利へのきわめて重大な干渉」であるといわれた。そして、そのような権限は、その事件に適用があるいかなる制定法規のなかにも先例のなかにも、みいだすことができないのであった。一九六七年になると、控訴院は、子の監護権にかんする訴訟において、同院が子にたいし血液検査を命じる権能をもっているむねを判示した (*Re L.* [1968] P. 119)。一九六八年に高等法院離婚部が、父性の争点をめぐっての子の血液検査命令についてくだした二つの判決は、相矛盾するものであった。子の血液検査の適否について、明確な原則を宣明することが望まれた。その後、妻の姦通を理由とする離婚事件において、デニング卿は、裁判所のその権能が、監護にかんする管轄権にかぎられるべき理由はみあたらない、とつぎのようにのべた。——「高等法院の裁判官は、そうすることがその子の最善の利益であるばあいには、いつでも血液検査を命じる権能をもっている。その裁判官たちは、このような裁量権を賢明に行使用することを信託されうるのである。私は、裁判官たちが彼らの裁量権を行使用する態様にたいして、限界や限定や範囲を認めない。裁判所の目的は、つねに真実を発見することである。科学的進歩が、われわれに、真実を確証する新しい手段を与えているばあい、われわれは、必要があればいつでもそのような手段を用いることをためらうべきでないのである。」 (*B. R. B. v. J. B.* [1968] 2 All E. R. 1023 at 1025) 右の六七年と六八年の判決の結果、民事訴訟上における血液検査の命令にかんする法は、ひじょうな発展をしたわけである。しかし、報告書は、以下に掲げる理由によって、そこにはなお立法化の

必要性が残されていることをのべている。①子にたいして血液検査を命じる権能は、裁判所の監護にかんする管轄権にかぎられない（六八年事件）か、かぎられる（六七七年事件）か、そのような争点についていまだ貴族院は思料していないので、判決には不確定の要素が残っているといわなければならない。②裁判所は、成人にたいして血液検査をうけるべく命令することができない。③子にたいして血液検査をうけることを命じる裁判所の権能は、いかなる制定法からでもなく国父（*parens patriae*）としての国王に由来するのであって、高等法院によってのみ行使されう。郡裁判所と治安判事裁判所とは、国父管轄権を行使しないのであり、したがって検査を命じることができない。このことは、いまだは無防禦離婚事件が郡裁判所によって審理されることのために、とりわけ重大である（ただし、血液検査の必要は、事件が無防禦であれば、生じることが少ないであろう）。右にみたような現状からして、「民事訴訟において血液検査を用いる裁判所の権能は、明確に規定されるべきであり、かつ、この法の分野の発展は、全面的に裁判所にゆだねられるべきでないのである」（§§8）と結論した。

*

*

報告書の巻末には、法律委員会がその勧告をとりこんで起草した「草案」が掲載されている。その草案は、瑣末な箇所をのぞいてはぼそのとおり法案第三章及び第四章の冒頭におかれ、そしてそれが直接的に法律のその部分の土台を形づくったものであることは、まちがいない。ところで、このような立案過程は、法律委員会が期待された任務をはたしていることをものがたる一例であり、また、法律委員会法下における法改革の典型的あらわれともいうことができるであろう。では、この部分の立法化にたいして、法律委員会はどのような機能をはたしたのか、一歩だけ立ちいってみてみよう。すでにみたように、このスカーマン報告書は二つの主なる解決を提案したわけである。一つは、長年にわたる十分な判例の集積がみられる分野にたいするものであり、他は、いまだ判例が確定したとはいえない新しい分野にたいするものである。まず前者についていえば、法律委員会は、父子関係についての真実主義の貫徹をはばみうる強力な証拠の原則を、正式に廃棄したのである。そうした理由はつぎのように考えられよう。すなわち、法律委員会は、右の原則をささえてきた基盤の崩壊に注目しただけでなく、さらに、この時期になおその原則を固持するなら、とくに一般国民のあいだに法と司法への不信を喚起するであらうことにたいして、法律家らしく、ひじょうな危機感をおぼえたということ、がそれである。そして、このような改革にふみきりえた背後には、それを支援しうる判決もまた生成されていたことに

注意しなければならぬであろう。つぎに、後者の分野の解決案についていえば、それは、血液検査をめぐる最近の科学の進歩と親子鑑定の精度への信頼によって裏付けられているといえよう。しかし、これまた突如提案されたものではないのである。すでに、一九三九年及び一九六一年に、ほぼ同様の傾向の法案が提出審議され、大勢はそれに賛同しながらも、戦争の勃発その他で成立をみなかったという前史があるのである。⁽²⁾このような戦前戦後の国会内における動きのみならず、最近の判例にも注意する必要がある。そして、スカーマン報告書の文章や、血液検査にかんする部分の諸条文をみれば、そこには、命令の不遵守の効果など、デニング判事の傍論そのままとさえいえるもののあることがわかるであろう。この問題についても、リフォーミング・ジャッジたちによって予備工作ともいうべきものがなされていたわけである。そうすると、この部分を一瞥したかぎりで、法律委員会がはした機能を云々するとなると、それは、主として、法と司法の威信回復と、現代的要求に合致する非権威的判決の立法化にあったとみることはできないであろうか。⁽³⁾

(1) 三木「イギリスにおける嫡出推定について」早稲田法学会誌一七卷（一九六七）一一九ページ以下参照。

(2) Official Report, Lords, cols. 1183-4, 26/11/68.

(3) スカーマン報告書が扱ったテーマについて報告書の前後に論じたものとしてつぎのものがあつた。Cross, Blood Tests and Bastardy, The Listener, Oct. 6, 1966, p. 493; Waters, Blood Tests and the Presumption of Legitimacy, 118 New L. J. 79 (1968).

三 国会における審議経過

前章で概観した三つの報告書の主要な勧告は、「一九六九年家族法改正法案」のうちにとりいれられ、一九六八年一〇月三十一日、大法官によって、まず貴族院に提出された。ここでは、それ以後の審議経過（後掲別表参照）と審議内容を精細にフォローすることはできない。そこで、すでに報告書中で展開された議論と同旨のものは、できるかぎりくりかえすことなく、審議過程において問題となった点のうちめだつたものについて二・三指摘し、いくらかの付言をするにとどめるであろう。ところで、両院とも、実質審議を行なう第二読会においては、その冒頭に、法案の提案理由やその大綱が説明されるものである。そこで、ここでも、審議

経過をみるまえに、本法案の大綱説明の部分を見ておきたい。そうすることによって、本法の概要を知ることができるであろう。概要を把握するためには、国会議事録 (Parliamentary Debates (Hansard), Official Report) 中の法案説明の箇所のほか、本法にたいして概説をくわえた記事が適宜参照されることになる。

1 法案の概要

貴族院の第二読会において、レディ・シロータ (Baroness, Lady Serota) はまずはじめにつきのようにつべた。

「『家族法改正法案』という」短称は、——そして、私は、これは単なることばの問題以上のことだと思ふのです——家族法が独立して特定の主題であること、そしてそうあらねばならないことを、私どもがついにみとめつつあることを示しておりますし、また、家族にとって、包括的な、社会的であると同時に法的な規定及び取扱いが必要であるという原理が、一般的に承認されていることを意味しているのであります。

さらに、現在法律委員会が家族法の多くの重要な側面をその体系的改革と終局的法典化にさきだつて、活発に再検討しているのでありますから、私は、本法案が家族にかんする私どもの法律を、過去一〇〇年ほどのあいだにその歴史を形づくったところの包括的なあらゆる社会的法的変化にてらして、時代に適合するものとするために要求されることごとの最初にすぎないのだということについてどこまでも確信をもっているのであります。要求されるもろもろの改変の厳密な形態について、私どものあいだにさまざまな異見のあることは十分ありうることではありますが、しかしながら家族にかんする私どもの法律が、補修 (repair) と近代化 (modernisation) を必要としているという一般の命題は、普遍的でないとしても一般的な賛同をかちうるであらうと、私は想像するものであります。」

そして、さらに、「たしかに法においてもっとも劇的な改変を行なうという意味で、おそらくもっとも重大であり、かつもっとも影響力の広大な」第一章の提案趣旨の説明へとすすんだ。「本法案は、人民代表法案 (Representation of the People Bill) [その第一条は選挙権者を二一才から一八才に引き下げる] とあいまって、これらの『二一八才以上の』若い人々のために、自由な民主主義的諸事における参加 (participation) と自己表現 (self-expression) の、最善にしてまさしく唯一の妥当な形態への途をひらく

のであります。すなわち、完全な成人身分が、その身分に付随してもちきたるところのいっさいの権利と義務をとともなう完全な市民権への途を。この点につきまして、私自身は、大多数の者がそのような市民権をうる用意があることについて確信していることをふたたび強調する以外、これ以上申し上げることをしなうであらう。⁽¹⁾

つづいて、家族法改正法案の以下のような要点が説明された。

第一条は、二一才でなく一八才で成年になることを、一般的なことばで規定するものである。人は一八才で完全な契約能力⁽²⁾を有する等この規定の影響する範囲はきわめてひろい。同条をめぐってつぎのような解説をしたものがある。すなわち、「無能力を除去するにあたつて、法は保護の若干を除去している。もはや一八才の若い婦人が裁判所の被後見人とされることはできないし、二〇才の若い男が月賦でえた彼のギターとレコードプレーヤーを『必需品』でないと主張することによって、彼の債務にたいする責任のがれることはできなくなるであらう。親たることから生じる法的権能はいまや一八才で止むのであるから、大学はもはや「両親ノ地位ニ代ツテ」法的権能を主張することができないであらう。しかし、……財産上の規定をふくめる多くの領域において、本法の考え方は、未成年期の無能力を除去することであつて、その特権を削減することではないのである。⁽³⁾」と。未成年者にかんするすべての制定法規は、第一条にしたがつて解釈されることになる。ただし、捺印証書、遺言等の私的な権利処分のうち、本法の施行前に作成されたものについてはひきつづき古い法が適用される。その理由は、人が当時の現行法にもとづいてそのような処分をしたばあい、それらに介入することは正しくないからだと説明された。この原則にたいして、三つの例外が規定されている（附則第二）。王位継承者以外の者の摂政就任年齢、国会議員の被選挙年齢（未だティーンエージャーが登院してくることはないだろう）、徴税年齢がそれである。第二条は、男女とも一八才になればいかなる同意をもえずに婚姻することができるようとする。しかし、一八才未満の者が親の同意をえているむねを詐欺的に主張することによつて登録婚を行なうことは、まえよりもむずかしくなったことは注意される。登録吏は、その同意について書面による証拠を要求する権利を与えられるからである。第三条は、有効な遺言をすることのできる年齢を二一才から一八才に引き下げるものである。第四条から第六条までは、未成年者後見諸法、一九五七年父の決定手続法、または一九六五年婚姻事件法による扶養命令の対象であり、またはそうであった者、及び一九三八年相続（家族死後扶養）法にもとづき親の遺産からの扶養を求める権利をみとめられる息子⁽⁴⁾にたいして、一八才への引き下げの影響が及ばな

いことを規定する。すなわち、扶養を命じる裁判所の権利はその子が二才になるまで継続するということである。レイティ報告書は、裁判所が扶養命令をくだす権能には年齢制限が設けられるべきでないことを勧告したのであったが、政府は、法律委員会が婚姻事件における財産上の救済にかんする法を全面的に考慮しているのであるから、そのしごとが終るまで当分のあいだ、この問題について必要以上に現行法を変えることが賢明だとは考えなかったのである。なお、この部分の法案条文をめぐって、国会外でいちはやくいくつかの批判的意見をのべたものがある。それは、およそ、つぎのようなものである。まず第四条第二項について。同条同項は、申立時に一八才以上の者にたいし、未成年者後見諸法にもとづく扶養命令をくだす権能を規定する。しかし、それは、その者が未成年者のあいだに、同法にもとづく命令をえていたばあいでなければみとめられない。したがって、過去に同法にもとづきいかなる命令もえていなかったとしたら、一九才の学生が、その父母が彼の学費をだすことを拒んだばあい、新たに右の命令を申し立てることを許さないわけである。「このことは、じじつ、彼を、二二才に達するまで申し立てができたときの状態よりも悪い状態におく」ものだといふのである。つぎに、第四条第三項についてであるが、それは、子の両親が同居しているときには命令が効力を有しないという未成年者後見法の規定を再現している。問題なのは、両親のあいだに争いがあるばあいであるといふのが、この原則の論理とみることができる。「しかし、こんにち、われわれは、疎遠な子とその無関心な両親とのあいだにおける争いに直面しなければならぬ。子の権利を両親のあいだのさまざまな関係の状態に依らしめること、及び、それらの関係に依拠しつつ動揺することは、ばかげたことのようにみえる」。そして、「さらにばかげたことは、母が父の決定命令 (affiliation order) をえていたばあいにおける非嫡出子の地位である。現行法のもとでは、右の子が教育または訓練の過程にあるとしたら、支払は、一度に二年を超えず、二一才になるまでにかぎり継続すべく命じることができる。家族法改正法は、一八才またはそれ以上の子にたいして、その母が死亡または精神病または在監中であるばいのみ、そのような申立をする権利を与えるのである。母が無関心なだけだとしたら、それについてなしうべきことがないといふのは、まったく納得のいかないことである。」以上の三点がその批判である。⁽³⁾ つぎに、第七条は、衡平法部にたいし、裁判所の被後見人を地方当局の世話に付託したり、福祉吏または地方当局の監督下におくことを命じることを可能にした。第八条は、一六才以上の者であれば、だれであれ治療にたいして有効な同意をあたえることができるように規定し、そうすることによって治療にたいする同意能力についての混乱を解消した。しかし、「治療」についての包括的

な定義は存在しないところから、つぎのような註釈がみられる。「治療とは、すべての医行為（たとえば供血、試験的手術、臓器移植）に当てはまることはできず、純粹に医療的行爲にかぎられねばならないと考えられた。医師が、一八才未満の者にたいして、その両親に通知することなくある手術（たとえば墮胎）を行なうべきかという問題は、本質的に倫理上のことがらであるようにみえる。」⁶というのがそれである。第九条の年齢計算は、成年に達するばあいのことだけではない。ある年齢に達するのは、その者の誕生日の前日の最初の瞬間であるというコモン・ロー上の奇妙な原則を廃止して、明白にそれは誕生日の最初の瞬間であるという定義規定をおいたわけである。法案第一〇条は、レディ・シロータの表現によれば、「現代よりおそらくビクトリア時代の小説にふさわしい、おもしろいほどに古風な制定法上の規定のいくつかを廃止している」。そして、最後に、法案第一一条は、未成年者を指すことばとして infant の替わりに minor を採用した。infant とは現実的でなく（三人の子もちであり車をもつ妻帯者が法律上 infant として言及されうる」とは！ Cmnd. 3342, § 133）「どちらかといえばかばかしいテクニカルな名称」であるから、といわれる。

第二章について、説明者レディ・シロータはつぎのようにのべた。すなわち、

「私は、それ（「婚外子にかんする現行法」）を改正することによって、私どもが婚姻の制度性にたいしていささかたりとも損傷をくわえつつあるものでないことを、絶対に確信しております。というのは、家族は法律上の諸変化に抗するに十分な強さと反発力をもっていることは経験によって示されており、また、最近、国連の「少数者の差別の防止とその保護にかんする小委員会」が行なった調査によれば、婚姻外に生まれた子のために法的社会的平等が存在するところで、非嫡出子の出生や婚姻外結合が増すという証拠は存在しないことが示されたのであります。私は、このように法をモラリティーに合致させるように法を修正することが、そのことをこくわずかでも変えるだろうと信じることを退けるのであります。やや耳慣れない言い様のようにきこえるかもしれないことについて諸卿のおゆるしをいただきたいのですが、この法の分野は、まことに長年月にわたる遅ればせながらの改革であるというのが私の確信なのであります。そのことが私一人だけのものでないことを思い、またそう希望するものなのであります、このような不正義が、人權年（Human Rights Year）に当り、また偶然にも、「未婚の母とその子のための全国会議」（National Council for the Unmarried Mother and her Child）がその五〇周年記念を祝う年に改善されることは、

とりわけふさわしいことでありましょう。」⁽⁷⁾

と。第二章は、法案第一四条をのぞいてラッセル報告書の勧告の実現である。法案第一三条は、非嫡出子が、その父母の無遺言死亡にさいして、(父母が同法の施行後に死亡したときは)、父母の嫡出子と平等に参加する権利を有するむねを規定する。父母もまた非嫡出子自身の無遺言死亡について、同様に相続する権利を与えられる。このことは生前に父子関係の承認があったかいかに関係がない。この改革によってもなお、非嫡出子は、相続の諸目的のために嫡出子とまったく平等とされるわけではない。というのは、非嫡出子はその父母の相続について権利を取得できるのであって、祖父母や傍系血族のばあいには取得できない、すなわち相続権は直接の親子間だけにとどまり、それ以上には広げられないからである。法案第一四条は、「子」または「子孫」という語は、いちおう嫡出のものをいうという遺言その他の権利処分における解釈原則を逆転させた。このばあいの権利処分は、本条施行後になされたものをいい、また、その新しい原則は榮譽の称号とともに設定されたり移転したりする財産の移転については影響をあたえない。右の原理は、ラッセル報告書ではなく、すでに改正をすませたスコットランド法 (Law Reform (Miscellaneous Provisions) (Scotland) Act 1968, c. 70) に倣ったことになる。法案第一五条は、非嫡出子も、その父母の死後その遺産から扶養をうけるために裁判所へ訴える権利について、嫡出子であるばあいと同様の権利をもつものとされる。

第三章については、すでに前章 3 においてみたとおりの立法化の必要が説かれた。そして、裁判所は血液検査を命じる権能を有することが明言されたが、しかし、いかなる状況においても人はその意思に反して血液検査されることを強制されない (法案第一九条第一項)。このことがこの法案の重要な点であることがとくに強調された。ただし、検査が拒絶されたばあいには、裁判所がそのことから推測を引き出すことはできるのだが (法案第二一条第一項)。

法律委員会のもう一つの重要な勧告を条文化したのが法案第二四条である。これは、嫡出性と非嫡出性の推定をくつがえすためには蓋然性を示す証拠を提出するだけである、というものである。そして、証拠の原則にかんする改変を規定するものであるのに、法案の末尾第四章のなかに置かれた。

以上が、この法律案の概要として説明されたところである。

(1) Official Report, Lords, cols. 1133-1136, 26/11/68.

- (2) 長尾「イギリスにおける未成年者の契約能力」東京外国語大学論集一一号（一九六四）一四三ページ以下参照。
- (3) Stephen, *Family Law Reform Bill*, 119 New L. J. 688 (1969).
- (4) 立石「イギリスの家族死後手当法」〔裁判法の諸問題（中）〕（一九六九）所収五七一ページ以下）参照。
- (5) Stephen, *op. cit.*, p. 689. (9) Stephen, *ibid.*
- (7) Official Report, Lords, col. 1139, 26/11/68.

2 審議過程における問題点

(i) 「自由婚姻」年齢

本法案の「眼目」であると考えられ、論争らしい論争の行なわれたほとんど唯一の問題点は、第二条の自由婚姻年齢であった。貴族院の全院委員会において、ブルック卿 (Lord Brooke of Cumnor) は原案の「一八才」という語を削除して「二〇才」という語を挿入するものとする修正案を發議した。まず、その理由をきいてみよう。それは、自由婚姻年齢改変にたいする世論の不在（先に紹介した世論調査を引用する）や、早婚者の離婚率の高さを指摘するほか、現在は親の同意をうる必要が婚姻を引き延ばしているものであるから原案が通れば早婚傾向に拍車をかけることになる、あるいは裁判所に同意を求める件数の少なさからみてドラスティックな引き下げの必要性がみとめられない、というものである。そして、これらの点においては、レイティ報告書にすでにみた議論（前掲二一（三）(i)(ii)参照）を繰り返しているにすぎない。しかし、これらの理由のほかに、なぜ一八才に反対するかについて、根本的な立場をあきらかにしつつ、つぎのようにのべている一節がある。

「政府は、若い人たちは責任をあたえられればあたえられるほど彼らの責任をはたすものだと言じられるのであらうと、私は確信しております。政府は、一八才が分割払い購入契約を締結することができる年齢となるとしたら、親または裁判所の同意なしに婚姻するために異なった最低年齢を主張することによって、私が事態を複雑にしようとしているのはなぜなのか、とたずねられるかもしれない。婚姻は分割払い購入契約ではないのであります。また婚姻は選挙権の行使でもないのであります。人々は生涯にわたる婚姻を締結するのであります。人は、自分が投票した政党に失望させられたなら、つぎの選挙には前と異なる投票

をすることができます。そしてそれは彼に一つの傷跡も残さないのであります。婚姻の挫折はまさしく傷跡を残すのではないかと
 思います。ふつうには、きえることのない傷跡を。」⁽¹⁾

ノーウィッチの司教 (Lord Bishop of Norwich) も「ぎのようなほ同様の意見であった。

「これらすべてのほかの〔本法案のその他の条文が関連するすべての領域における〕決定と、婚姻する決定の性格及びその結果の両方にかんするもののあいだには、無限のへだたりがあるのであります。若い人たちのするその他のあらゆる決定は、改変され取消され、あるいは経験にてらして修正されることが可能であります。しかし、婚姻は、それがひきつづき意味ある制度としてとどまるのだとしたら、その性格とその結果の両方において、関係者たる個人にとっても、また全体としての社会にとっても本源的に重大な一回かぎりの決定なのであります。この領域において、私どもは、若い人たちが彼らのあやまりをつうじて学ぶことを喜んで許しておくことを、するべきではないのであります。」⁽²⁾

ところで、右のような基本的立場にたつブルック卿は、自己の二〇才説をつぎのように擁護した。

「私どもが、自由婚姻の最低年齢をいまとつぜん二一才から一八才に変えるとしたら、一九才か二〇才あるいは二一才に立ちかえるということは、国会にとってありうることではないであります。……それに反して、私の修正案が示すように私どもが二一才を二〇才に変えるとしたら、私どもは、レイティ報告書の多数派の意見の根底にある理論のすべてを、じっさいに試みるのに役立つであろう行動をしていることになるのであります。そのとき、世論が経験によって二〇才への改変がよいことであったと納得するなら、その経験にてらしてそれ以下に下げる処置をとることをさまたげないのであります。……いっきょに二一才から一八才に降下させるのはあやまりであります。」⁽³⁾

このような二〇才説の論拠にたいしてノーウィッチの司教はつぎのような意見を付けくわえた。

「私のみるところでは、その年齢を段階を経て (by stages) 引き下げることを支持するために、あらゆることがいわれているのであります。最終的には一八才に引き下げられるであろうとしても、私どもは、すくなくとも経験的方法によってであって、あわただしく、そしておそらくは向うみずの行動によってではなく、そこに到達したという満足感をもつてあります。」⁽⁴⁾

このような意見にたいする大法官の回答は、「これ〔第一章〕がその法をペリオディカルに変更すべき分野だという考えを、私

はもたないのであります。私どもは何とかしてきっぱりと決めるべきだと存じます。」⁽⁵⁾というものであった。原案賛成議員たちはレイティ報告書のなかの諸論拠をすべて引用し、とくに、一八才以上の者の成熟度や責任感の涵養の意義を強調した。しかし、貴族院の全院委員会は、七七対七一という小差ではあったが、ブルック卿の修正案を可決した。そこで、大法官は貴族院の第三読会において右の採決をめぐって意見をのべた。それはこういうことであつた。聖職にある議員たちを、彼らが世襲貴族でもなく一代貴族でもないことから、しばらく無視することが許されるとしたら、修正案の賛成者七七名のうち二六名だけがブルック卿の修正案を支持したことになる。そして、「もしあなたが称号と、そしておそらくはご自分の長男に伝えるべき不動産権をもっているとしたら、長男が婚姻する相手の若い婦人のことがひじょうに特別の重大さをもつことをみとめなければなりません。そこで、答は、政府の考えは變つておらず、そして、もう一つの議院においては、そこでは議員諸氏がこのような考慮事項に悩まされませんので、おそらくことは異なつた形勢が生じるであらうと政府は期待しているということなのであります。」⁽⁶⁾ともいった。第三読会を通過した法案は庶民院に送付された。貴族院のその修正案にたいしては、法務長官が庶民院の常任委員会において「一八才」という修正案を發議し、その委員会は九対三で法務長官の修正案に同意した。⁽⁷⁾庶民院の修正案は貴族院においてほとんど抵抗なく受け入れられ、結局自由婚姻年齢は一八才となつた。

ところで、自由婚姻年齢をめぐる討論の過程において、引き下げ賛成者によつても反対者によつてもひとしく強調されていたことがある。それはどのようなことであつたか、引き下げ賛成議員の一人レディ・バーク (Baroness, Lady Birk) の發言を引用してみよう。

「私がもつとも重要だと感じていることは、かかる立法が据えられるためには、明確な建設的な下地がなければならぬということです。この立法が制定法集のなかにひっそりとしのびこむことは許されるべきでないのではありません。……私は、世論に一步先んじており、そしてかならずしもせなかを押されるのを待っていないこととは悪いことだとは思いませんで、むしろよいことだと思ひます。しかしながら、国民はこのための準備をされるべきであります。」⁽⁸⁾

そして、その準備とは、性教育のみならず、「結婚のための教育」や「生活のための教育」から、各種のユース・サービス、コミユニティ・サービス、カウンセリング・サービスなどに及ぶことを明言した。先に挙げた反対派のノーウィッチの司教は、法案が

通過したばあいには、親は子が幼いうちに責任ある市民として育つことを助ける責任を加重されることが、教育制度とくに大学における改革を主張した。⁽⁹⁾ また、賛成派議員のウェルズ・ベステル卿 (Lord Wells-Pestell) は、自由婚姻年齢が引き下げられるとしたら、「若い人たちが婚姻にともなうもろもろの責任を身にそなえて婚姻にすすむことをみとけるといふ義務が、社会に課せられる」のだといい、レディ・パークと同様に「結婚のための準備」を説いた。すなわち、婚姻が何を意味するものかを説明し、そのうえ少なくとも三つの主要な関係、すなわち、人格的、性的関係、そして既婚者の大多数にとっては親子の関係を、議論することが通常の教育のプロセスの一部になるように政府に訴えたのである。婚姻の破綻にたいして社会は莫大な費用を払っており、「婚姻破綻は金銭的にいって金のかかるビジネスであり、そしておそらく人間の不幸についていえばそれ以上なのである」から、救済事業の一ポンドよりも予防のための一オンスの方が価値のあることを強調した。⁽¹⁰⁾ 家族生活のための教育や破綻予防の必要性の強調は、このばあいの国会審議にかぎらず、いろいろのばあいにじつにしばしばきかれることであることを付言しておく。

(ii) 非嫡出子の相続権と認知制度

この問題は、正確には論争点というより、原案が認知制度を規定していないことへの一方的攻撃であった。非嫡出子の相続権をめぐって認知制度導入を力説した議員の一人として、先に言及した英国教会社会責任委員会の論議を指導したレスター司教を挙げるができる。司教はつぎのようにのべた。

「本法案において、推定上の父 (putative father) によってその子が認知されうる何らかの手続を規定するために何もなされていないことを私は痛惜しております——そしてはかにも多くの方々が同じように感じておられることを存じております。……私どもは、子にはその父を必要とする必要があるのだという考えに、しだいに慣れなければならないのだと私は考えます。……私どもは、この国において、離婚した両親がその子の生活のなかでなおいくらかの役割をはたしうるといふ考えに慣れてきております。このこと自体は多くのばあい破壊的であり有害であることもあるのでありますが、しかし、概して両親がその生理上の子と何らかの接触をもちつづけることの方がよりよいことだと私どもは感じているのであります。もっとも、そのことには多くの苦痛にみちた、そして困惑する事態がともなうものではありませんが。私は、女王陛下の政府がこれらの線にそって一規定を設けることによって本法案を修正することを期待することは、あまりに大きな期待であると考えますが、しかし、私どもはそれぞ

れの議論が、国をこれにより近づけるであろうことを希望いたします。法律委員会はこのことがらに注意しており、けっきょくは父子間に一定のきずなを確立するところの機構をもたらずであらういくつかの提案に到達することでありましょう。……私は、本法案の諸規定にたいする私の一般的支持、及び同法案が私どもの法律をよりいっそう人道的な方向へ向ける進歩のうちのほんの第一段階であってほしいという私の希望をくりかえすものであります。」⁽¹¹⁾

庶民院においては、主として、ラッセル委員会の一名の少数意見を書いたサー・ヒュー・ルーカス・トウスが原案にたいする批判を行なった。彼によれば、ラッセル委員会とその見解を支持する人々とは、嫡出家族の負担において私生子にたいする彼らの良心をなぐさめている、のである。そのうえ、父母の不正式結合が安定したものでないばあいには、立証の困難さは計りしれないであろう。非嫡出子の出生と、法案第一三条にもとづくその子の請求とのあいだの時の経過は、平均すると（非嫡出子の父は通常二〇才から二五才のあいだの若さであり、平均寿命を七〇才として）およそ五〇年にもなるであろうから。このように右の議員はこの法案の第二章が道徳上も実際上も妥当でないというのである。⁽¹²⁾ 相続権の付与について父としての登録または認知された子としての父子同居を要件とするという彼の修正案は、常任委員会において四対九で否決された。⁽¹³⁾

このような国会論議のなかで、非嫡出子の地位については原案賛成議員によってもかきかすの不合理性が指摘された（とくに父の決定手続をめぐって）のだが、そのようなばあい政府は（ラッセル委員会と同様）、認知制度をふくめて非嫡出子の権利一般について法学者の団体である Society of Public Teachers of Law のある委員会がもつて研究中であることを報告して当面の攻撃をかわそうとしたようにみえる。では、そのような時期に、非嫡出子にかんして第二章以下に掲げる改正を行なうことが合理的であったかいなか、つぎの問題につながることもなろう。

(iii) 法案提出の時期

「家族法改正法案」の提出時期が適切であったかどうかについて、庶民院ではとくにサー・ピーター・ローリンソン (Sir Peter Rawlinson) とレオ・エイブス (Leo Abse) 両議員のあいだで討論がなされた。エイブス議員は、離婚法など現下の家族法改革についての事実上主要な推進者の一人であり、「指導的社会改革家」といわれる人物である。サー・ピーター・ローリンソンはまづつぎのようにのべた。

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

「本法の導入について、さしせまった要求がないとしたら、私どもがその法を妥当に法典化するために、そして若い人々と家族にかんする法の全部を理解されうるために、そしてまた思慮深いかたちに整えるために一つの体系をもつまで、これを延期することの方がより賢明でありましょう。」

あるいはまたつぎのようにもいう。

「法律委員会は現在家族法の全主題を扱っております。そのばあい、私どものまえに押し出されているこれらの断片的立法の数々を推進することは、私どもにとってこれほどおどろくべく急を要することなのでありましょうか。もう少しゆっくりした方がよかったのではないでしょうか。……私は一法律家としてばかりでなく、一国会議員として、国会の評判と法の状態とに関心をもつものであります。」⁽¹⁴⁾

サー・ピーター・ローリンソンが法案の内容についてでなくその小出しで性急な立案方法について反対したことについて、エーブス議員はつぎのように応酬した。

「私としては、それらの規定を起草するにあたって国会外における共同社会の各層の助力を、これほどまでにえた法案がほかにあつたと思えることは、ほとんどできないのであります。私は、この法案を、一個の法案がいかにして国会の面前にあらわれべきかという多くの方法の一つのモデルとしてながめるものであります。エブソン選出議員〔サー・ピーター・ローリンソン〕が表明された一種の保守主義にたいして、私どもは、社会的諸現実に対応する原理であると私どもが信じるところのものを承認することを、立法をつうじて、公衆に教えるべく、共同社会の偏見を少しづつ侵食することを進めなければならないのであります。」

このように、現時点における立法化にすぐれて積極的意味をみとめるエーブス議員は、サー・ピーター・ローリンソンは七世紀まえに私生子の法的地位をめぐるマートン会議のバロンたちが「我等イギリス法ノ変ゼラルルヲ欲セズ」といったあのさげびをくりかえしているのだといった。そして、「改革にたいする国会の熱心さを、ひじょうにしばしば侮辱する冷笑家たちは、この法案が、社会改革のなかでつちかわれつつあり、そしてわれわれの労働党政府によってつちかわれつつあるものろのドラマティックな変化をいっそう証明するものであることに気付くべきであります。」とのべたのである。⁽¹⁵⁾

- (1) Official Report, Lords, 17/12/68, Col. 716.
- (2) Col. 724. (c) Cols. 717-718.
- (4) Col. 725.
- (5) Op. cit., Lords, 26/11/68, col. 1193.
- (6) Op. cit., Lords, 28/1/69, col. 1123.
- (7) Op. cit., Commons, Standing Committee B, 1-2 Sitings, cols. 35-58.
- (8) Op. cit., Lords, 26/11/68, col. 1158.
- (9) Col. 1166.
- (10) Cols. 1169-1171.
- (11) Cols. 1150-1152.
- (12) Op. cit., Commons, 17/2/69, col. 65.
- (13) Op. cit., Commons, Standing Committee B, 2-3, Sitings, cols. 82-106.
- (14) Op. cit., Commons, 17/2/69, cols. 51-52.
- (15) Cols. 56-58.

家 族 法 改 正 法 案 の 審 議 経 過	
一九六八年	一・二八 庶民院 第一読会
一〇・三一 貴族院	二・一七 庶民院 第二読会
一一・二六 貴族院 第二読会	四・一七 庶民院 常任委員会(四回)
一二・一七 貴族院 委員会	四・二九 庶民院 第三読会 修正可決
一九六九年	七・九 庶民院 第三読会 修正可決
一・二一 貴族院 修正案動議(大法官)	七・二三 貴族院 庶民院修正案に同意
一・二八 貴族院 第三読会 修正可決	七・二五 裁可

ここまでで、「一九六九年家族法改正法」の制定について重要な役割をはたした三つの委員会報告書の骨子及び右の法案審議過程の断面について略説をしたことにし、後掲法文の理解にいくらかでも役立てようというわけである。はじめにのべたとおり、この法律は現下の法改革活動の一環として制定されたとみうるものであって、その他一連の家族にかんする新法、及び家族法以外であったこの活動の対象となつてゐる分野の諸新法とあわせて検討しなければ、適正にこれを評価することはむずかしいと考えられる。したがって、現段階では、右に概観したかぎりであきらかになつてきたように思われるいくつかの問題点について、その周辺のこどもをこころみに書きとめてみるくらいのことしかできないことになる。

まず、「家族法改正法」が実現した諸改変の性格をいかに把握すべきか、とうぜん予期されるこのような設問にたいする解答は將來にゆづらざるをえない。しかし、ここでは、右の課題が法律委員会による法改革の目的と対照して考究されてよいであろうことを指摘しておく。その目的については、個別的には、「法典化、変則の消去、行なわれなくなった不要な制定法規の廃止、個々別別の制定法規の数の減少、一般的には、法の單純化と近代化」（法律委員会法第三条）であるといわれている。では、そのような目的が「家族法改正法」のなかにどのように具現されたのであつたか。「変則の消去」や「不要な制定法規の廃止」は比較的指摘しやすい（第九・一一条等）であらう。が、「法典化」がどの事項についてなされたかという問題は、けつして簡単ではない。それは、判例法の成文化としての「法典化」であるか、そうでない「法典化」であるか、事項別に判例の歴史的発展的研究を行なつたうえでないときとあきらかにしえないからである。後見命令に服する者の年齢や将来の非嫡出子への贈与、血液検査等判例上不確定性がみとめられた分野について、とりわけそのような研究の必要が残されることになる。また、そもそも法律委員会がいう「法典化」とはいかなる意味内容をもつものなのか、それと「近代化」とはいかなる関係にたつのか。いずれもこんごの課題として残されている。つぎに、「近代化」の問題はさらにむずかしい問題を提示しているようにみえる。たとえば、コモン・ロー上の二一才という成年は、中世においてよろいをつけ騎士用のやりをもつことのできる年齢であつたことをのべてそのような封建的な遺制の一掃を強調し、引き下げⅡ「近代化」を説くものや、あるいは、ティーンエージ・マーケットでもうけようとする月賦販売業者の圧力に負けることであつて、それは年少者にとって酷であつて「近代化」でないという論者もあるわけである。自由婚姻年齢の引き下げについて、そこに個人意思の尊重と自己責任の強化をみて「近代化」をいう者のある反面、それを、婚姻同意という親義務の後退

とみて非「近代化」をいう者もあるのである。こうなると、「近代化」の視角から、個別的法規を歴史的実証的に研究すること、家族法の「近代化」について法律委員会による法改革が意図することを実証的機能的にとらえること、さらに、そもそも家族法の近代化の指標は何なのかといった根本問題にたいして理念的に考察してゆかなければならないであろう。

つぎに、本法の推進者たちが、本立法の実現のうちに現実に何を企図したのか、すでにみてきたところから判明したと思われることを一・二ここでふたたび想起しておこう。すなわち、それは、対内的には、法と司法の威信の回復、ルール・オブ・ローの尊重であり、青少年の健全育成であることを指摘した。前者については（離婚法改正がその顕著な事例といえようが）、後見命令をめぐる問題や、嫡出推定の厳格性の緩和に関連して、はっきりとそのことが配慮されているのを見た。後者が家族法の場合でもすぐれて配慮されていることは、成人年齢引き下げの議論のなかにも、また、非嫡出子にたいする相続権の附与がその非行化防止の一対策としても考慮されている（それは別にこと新しいことではないとしても）ことのうちに、うかがいしることができた。

つぎに対外的企図についていうと、それはE E C加盟を前提とする法の同化統一化であるとみることはできないであろうか。昨今のイギリスにおける比較法的関心にはなみなみならぬものがあるのである。比較法的研究の重要性については、法律委員会の設置を提案した白書のなかですでにつぎのように明言されていた。――「法改革の分野において、他の諸国、すなわち、われわれ自身の問題に似た問題に当面させられている合衆国、コモンウェルスの諸国及び西ヨーロッパの諸国のような国々、の経験から多くの価値ある指針をえることができるということについては、一般に異論がない。ある面においては、イギリス法の島国性はその力強さの諸源泉の一つであったのであるが、他方その他の方面において、そのことの弱さの源泉であることは疑いをいれない。比較法的研究からえられるところのものは数多いのであり、この研究は法律委員会の諸任務の一つとなるであろう。」(Cmd. 2573, p. 3)そして、その趣旨は法律委員会法第三条第一項(イ)号にくみこまれた。なお、五人の法律委員会委員のうち、マーシヤ(Marsh, N. S.)氏はイギリス国際法比較法協会(British Institute of International and Comparative Law)の会長であったし、マーチン(Martin, Andrew)教授はサザンプトン大学の国際法と比較法の教授である。また、とくに非嫡出子にたいする相続権の附与について少なからず影響を与えたと思われる二人の学者、すなわち、ラソック博士はエクセター大学の国際法と比較法の教授であり、ストーン女史はロンドン・スクール・オブ・エコノミックスで比較家族法(Comparative Family Law)の講座を担当する学

者であつて、いずれも大陸の家族法に精通している。このように、現在の法改革においては、比較法の専門家の活躍がめだつのである。その結果は、本法第一章をめぐつて大法官が、「本章は私どもが全ヨーロッパをリードしつつある分野であります。」（貴族院第二読会における発言）と自負することにもなったのである。ひさしく掉尾を走っている感のあつたイギリス家族法がひとたび改正を開始すると民法典の大国フランスやドイツの段階を越えてすすむ面もできている（たとえば父とその嫡出でない子のあいだにまったく相続をみとめない段階からいっきよに嫡出子非嫡出子の相続分平等へ）。まことに二〇世紀後半の立法であるといえよう。この点において、今次の家族法改革問題は、個々の法律の制定過程の研究がもつ意義とは別に、現代家族法研究にとって興味深い素材を提供しているのである。ともあれ、イギリス家族法のテキスト・ブックは大きく書きかえられねばならなくなつてきており、改正イギリス家族法を世界の家族法のなかに位置づけ直してみることの必要な時期が近付いてきているといえよう。

「一九六九年家族法改正法」（邦訳）（附・関連報告書の勧告）

上段には委員会の勧告を掲載した。第一章上段の(1)(2)(3)……、第二章上段の(1)(2)(3)……、第三章上段の(a)(b)(c)……は、それぞれ、レイティ報告書、ラッセル報告書、スカーマン報告書の勧告に附せられた番号または符号である。勧告文の末尾に記した(50)は、当該勧告が報告書本文中で論じられている箇所のバググラフである。

条文は、原案の段階から訳出し、各審議段階における修正をくわえていったものである。「一」は新規の挿入、「一」は削除抹消、へへは削除部分に代る挿入、『』は訳者の挿入、を示す。

「一九六九年家族法改正法」目次

第一章 成人年齢の引き下げ及び関連諸規定

第一条 成人年齢は二一才から一八才に引き下げられる

第二条 婚姻に関する規定

第三条 遺言及び無遺言相続に関する諸規定

第四条 未成年者後見諸法にもとづく子のための扶養は二一才まで継続する

第五条 子の扶養に関するその他の制定法規は二一才まで利益を保持するように修正される

第六条 裁判所の被後見人のための扶養

第七条 裁判所の被後見人の地方当局の世話への委託、並びに裁判所の被後見人の監督

第八条 外科・内科及び齒科の治療に対する一六才以上の者の同意

第九条 人が一定の年齢に達する時期

第(一〇)条 コーンウォール公爵及び同公爵以外の女王陛下下の諸子に関する制定法規の修正

第(一一)条 未成年者に関する一定の制定法規の廃止

第(一二)条 成年に満たない者は infant の替わりに minor と称せられうる

第(一三)条 北アイルランド議会の諸権能

第二章 嫡出でない子の財産上の諸権利

第(一四)条 嫡出でない子が両親の無遺言死亡に際して相続する権利、並びに両親が嫡出でない子の無遺言死亡に際して相続する権利

第(一五)条 財産の処分において子及びその他の親族に対する言及は嫡出でない子への言及並びに嫡出でない子をつうじて親族関係にある者への言及を含むと推定される

第(一六)条 一八三七年遺言法第三三条中の「子」及び「子孫」の意味

第(一七)条 受託者及び人格代表者の保護

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

第「一七」条 嫡出でない子も一九三八年相統（家族死後扶養）法にもとづく被扶養者とみなされる

第「一九」条 保険証券及び工業及び相互組合法における財産権

第三章 父性を決定するに際して血液検査法を用いるための諸規定

第「一八」条 血液検査法を用いることを要求する裁判所の権能

第「一九」条 血液試料を採取するために必要とされる同意その他

第「二〇」条 血液検査法を用いるべき旨の命令を履行する方法を定める権能

第「二一」条 血液検査をすることの命令の不遵守

第「二二」条 血液試料を提供する目的のために別人を詐称する等したことに對する刑罰

第「二三」条 血液試料を提供する目的のために別人を詐称する等したことに對する刑罰

第四章 雑則及び通則

第「二四」条 嫡出性及び非嫡出性の推定の反覆

第「二五」条 嫡出でない子の出生の登録に際する父の名前の記載

第「二六」条 短称、解釈、施行期日及び施行範囲

附則

第一 二一才を一八才と置き替えることによって修正される制定法上の諸規定

第二 第一条によって影響をうけない制定法上の諸規定

第三 経過規定及び留保規定

一九六九年家族法改正法 (一九六九年法律第四六号)

(一九六九年七月二五日国王の裁可を受く。)

成人年齢、成人に達していない者及び一定の年齢に達する時期に関する法を修正するため、嫡出でない子及びその他その者の親族関係が嫡出でない係累をつうじてさかのぼれるところの者の財産上の権利に関する法を修正するため、民事訴訟においてだれかの父性を決定する目的から血液検査法を用いるについての規定を設けるため、嫡出でない子の出生の登録に関連し父の名前を記載するために、さらに規定を設けるため、並びに、『右の諸事項と』関連する諸目的のための国会制定法。

第一章 成人年齢の引き下げ及び関連諸規定

- (1) われわれが考察をした領域において、完全な法的能力を有する年齢は、一八才に引き下げられるべきである。(Part 1)
- (2) 反社会的行動と違法な行為をするようになるのは、年代とは関係なく、無責任であり、不穩であり、無気力な人々なのであるから、年少者がその者自身の個人的ことがらを処理する一般的能力は、刑事又は刑罰の領域に影響を及ぼすべきでない。(§§ 26-27)

(契約)

- (7) 完全な契約能力は、一八才において取得されるべきである。(§§ 277-280)

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

- 第一条① 本条が施行される日から、人は、二一才に達することの替わりに一八才に達することにより、成年に達するものとする。なお、人は、本条施行の日にすでに一八才に達しており二一才に達していないのであれば、右の日に成年に達するものとする。
- ② 前項は、すべての法原則の諸目的のために適用があり、且つ、定義規定がないか、又は、反対の意思を示す何らかの表示がない場合には、
- (イ) 本条の施行日以前において通過又は立法されたものだと、右の日以後においてそうされたものとを問わ

(29) 法律委員会は、未成年者の契約に関する法の基礎として、以下に掲げる提言を考慮すべきである。(§§ 282-286)

(i) 一八七四年未成年者救助法 (Infants Relief Act 1874) は、廃止されるべきである。(§§ 292-293)

(ii) 以下に掲げるわれわれのその他の提言の制約内において、未成年者が締結した契約は、訴訟又はそれ以外の方法により、その未成年者に対しては、強行されないものとする。(§§ 294-299)

(iii) (i) 未成年者が、その者の側において履行しない契約にもとづき、金銭、財産又は労務の提供を受領している場合、その未成年者は、受領した利益を他方当事者に返還する責を負うべきであり、又、

(ii) 裁判所は、自ら適当と思料する範囲まで、その未成年者の右の責任を軽減する権能を与えられるべきである。

(iv) 未成年者が、その者に対して強行されえない契約にもとづき、金銭又は財産を手離した場合、その未成年者は、その契約が完全に履行される前に自らその契約から手を引いていたなら得たはずの何らかの利益を、他方当事者に償う義務を負うという制約づきで、右の金銭又は財産の返還を受ける権利を与えられるべきである。

(v) 裁判所は、未成年者の労務提供又は徒弟関係の契約中の

ず、すべての制定法上の規定、及び、

(ロ) 本条の施行日以後に作成されたすべての捺印証書、遺言書、又は、いかなる性格のものであれ(制定法上の規定でない)その他の文書

のなかにみられる「成年」、「未成年者」、「未成年」(“full age”, “infant”, “infancy”, “minor”, “minority”)及びこれに類する諸表現を解釈するに当って、適用がある。

③ 本法の附則第一のなかで列挙された制定法上の諸規定において、二一才に対するすべての言及は、一八才に対する言及と置き替えるものとする。但し、右の附則の第二部のなかで列挙された諸規定について本条がなす修正は、右の諸規定を修正又は取り消すいかなる権能をも害さないものとする。

④ 本法の附則第二のなかに掲げられた制定法上の諸規定のいずれかにおいて、本条第二項において言及されている何らかの表現を解釈する場合、右の解釈に対して本条が影響を及ぼすことはない。なお、本法の附則第三に含められた経過規定及び留保規定は、本条に関して効力を有するものとする。

⑤ 大法官は、委任立法の形式により発せられる命令によつて、本条の施行日以前に通過した何らかの地方的制定法規中の(本法の附則第二第二条に掲げられた規定でない)何らかの規定を、同規定中の二一才に対する言及を、一八才に対す

何らかの条項について、その条項が、不合理であるか、苛酷であるか、あるいはその未成年者の利益にならないという意見をもつときは、効果を与えるべきかどうかについて裁量権を有するべきである。

(vi) 裁判所は、未成年者に対する返還請求訴訟において、広範な裁量権を有するべきである。

(vii) 一八九二年賭事及び貸付（未成年者）法（*Betting and Loans (Infants) Act 1892*）第五条は、廃止されるべきである。

(viii) 未成年者は、その者の年齢に関連しない欺罔について、その結果が、ある契約を間接的に強行することになる場合であっても、不法行為上の責任を負うべきである。

(ix) 未成年者は、契約を誘発したその者の年齢に関する欺罔については、引き続き、不法行為上の責任を免がれるべきである。

(x) 未成年者が自らすることを引き受けたことを履行しない場合に、ある成年者が責任をとるという契約は、その未成年者の履行が強行されず、あるいは無効であることにかかわらず、強行されうるべきである。

(xi) 未成年者が引き受けた行為についての保証契約又は損失填補契約は、所定の様式において記された紙面に署名さ

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

る言及と置き替えることにより修正することができる。なお、本項にもとづく命令を含むすべての委任立法は、国会のいずれか一院の議決にしがたい無効となることがあるものとする。

⑥ 本条において、「制定法上の規定」とは（文脈上別段の意味が要求されるのであれば、本法を含む）すべての制定法規、並びに、すべての命令、規則、細則、条例、又は、何らかの制定法規によって附与された権能を行使するために作成されたその他の文書を意味する。

⑦ いかなる法原則が存在するにもかかわらず、本条が施行される日より前に執行される遺言書又は遺言補足書は、本条の諸目的のために、右の遺言書又は遺言補足書が、右の日以後に執行される遺言補足書によって確認されるというだけの理由により、右の日以後に作成されたものとして取り扱われることがないものとする。

れ、又、その書類中に所定の語句を伴うときにだけ、強行されるべきである。文言は短かくあるべきだが、署名者が、まさになそうとすることについてその者の注意を引くように立案されるべきである。ありうる文言の形式は、「あ・な・た・は、この書面に署名すると、右の金額を支払う責任を直接に負うことになる。あなたは、法的に拘束されることを望む場合に限り、これに署名しなさい。」ということであるかもしれない。

(財産)

80) 人は、一八才において、土地についてのコモン・ロー上の権利を保有することができるべきである。(§§ 382-391)

81) 人は、一八才において、受託者たる地位を保持することができるべきである。(§§ 392-396)

82) 一八才において成年の能力を附与される結果、コモン・ロー上の不動産権の取得、保有及び処分に関し、財産諸法において修正がなされなければならない。(§§ 392-396)

83) 疑義を避けるために、並びに、未成年者の現存の権利と権能を害することなく、人は、一八才に達すると、あらゆる種類の人的財産を取得、保有及び処分するための完全な権能を有するべきである。(§§ 397-407)

84) 人は、一八才に達すると、現在二一才に達するとなし得る

すべてのことに關して、有効な領收証を出し、弁済をなし、又、その他信託上の利益を処分するために十分な権能を有するべきである。(§§ 397-407)

(人格代表者)

398 すべての者は、一八才において、人格代表者 (personal representatives) として行為することができべきである。(§§ 419-424)

(所得税)

400 公租上の諸目的のために、未成年たることは一八才において止むべきである。(§§ 425-427)

(少年の軍務への服役)

441 軍籍に入つたすべての少年は、権利として、その者の入籍の日から六カ月 (三カ月に替えて) 以内に申し出ることによつて、軍籍を除する権利を与えられるべきである。(§§ 428-450)

442 軍籍に入つたすべての少年は、権利として、その者の一八回目の誕生日から三カ月以内に申し出ることによつて、軍籍を除する権利を与えられるべきである。(§§ 428-450)

443 一八才未満 (一七才と二分の一に替えて) で軍籍に入るに就ては、親の同意が必要とされる。(§§ 428-450)
(供血)

(45) 年少者は、一八才において、法律上自由にその供血を行なうことができる宣言されるべきである。(§§ 485-489)

(旅券)

(46) 年少者は、一八才において、自由にその旅券の申請を行なうことができ、当該年齢を超えると、外部からの同意や連署が必要とされるべきでない。(§§ 490-498)

(47) その他すべての点において、最近導入された新しい手続『caveat system』は、是認され継続されるべきである。(§§ 490-498)

(住所 Domicile)

(48) (妻以外の)すべての者は、一八才において、独立の住所を取得することができるべきである。(§§ 499-504)

(訴訟代理)

(49) だれであれ、一八才以上の者は、近友 (next friend) 又は訴訟後見人 (guardian ad litem) の介在なしに、イングランド又はウェールズのいずれの裁判所においても、自由に訴訟に参加することができるべきである。

(共済組合)

(50) 一八九六年共済組合法 (Friendly Societies Act 1896) 第三六条は、一八才の組合員が、組合支部の管理委員会 (Committee of Management) の一員であることができる

ように、修正されるべきである。(§ 510)

- (3) 婚姻をすることについての親又は裁判所の同意の必要は、一八才で止むものとする。(§§ 147-165)
- (4) 婚姻の最低年齢は、性的交渉についての同意年齢と並んで、両性共引き続き一六才であるものとする。(§§ 166-177)
- (5) 強制婚約〔compulsory betrothal〕婚約を登録所に登録してから一定期間を国家によって強制される正式の婚約期間とする提案〕は、要件とされるべきでない。(§§ 178-183)
- (6) 親に死別した者、又は、親の行方が判明しない者は、裁判所に対して婚姻の許可を申し立てることができるべきである。(§ 185)

- (7) ある治安判事裁判所は、原告又は被告がその裁判所のある地に居住するのであれば、婚姻許可の申立を審理する管轄権を有するべきである。(§ 185)
- (8) 婚姻許可の申立は、すべて、非公開で審理されるべきである。(§ 185)
- (9) 婚姻許可の申立を審理する裁判所の構成と所在地は、再検

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

第二条① 次に掲げる制定法規、すなわち、

(イ) 一八九二年外国においてする婚姻に関する法律 (Foreign Marriage Act 1892) 第七條 (ハ) 号 (婚姻吏によって婚姻がとり行なわれることを意図する二才未満の者は、必要な同意が得られていることを宣誓するものとする)。

(ロ) 一九〇六年外国人との婚姻に関する法律 (Marriage with Foreigners Act 1906) 附則第一部第二条 (ハ) 号 (証明書を請求する二才未満の者は、必要な同意が得られていることを宣誓するものとする)。

(ニ) 一九四九年婚姻法 (Marriage Act 1949) 第七八条第一項〔未成年者〕を二才未満の者と定義する) において、「二才」という語は、「一八才」〔「二〇才」〕
「一八才」という語と置き替えるものとする。

② 前掲一九四九年法第三条第五項 (未成年者の婚姻に対して同意する管轄権を有する裁判所を定義する) において、

(イ) 「被告が居住する地区の郡裁判所」という語句は、「原告又は被告が居住する地区の郡裁判所」という語句と置き替えるものとする。

(ロ) 「又は簡易管轄裁判所」という語句の『うちの「又

討されるべきである。(§ 185)

(11) 同意訴訟手続は、あらゆる方式の婚姻について画一とされるべきである。(§ 185)

(12) 同意についての書面による証拠を得るために、制定法上の権限が存在するべきである。(§ 185)

(10) 家事事件の統計は、刑事事件の統計と分離されるべきである。(§ 185)

(13) 社会的、個人的諸関係についての教育及び家族生活の準備についての教育は、すでに始められているのではあるが、大幅に拡張されるべきであり、さらに、高度に優先的な事項として、かかる事業に従事する諸組織への財政援助は、いちじるしく増大するべきである。

は「の」後に、「原告もしくは被告が居住する場所において管轄権を有する」という語句が挿入されるものとする。

③ 前掲一九四九年法第三章にもとづき、婚姻のための証明書又は許可書を得る目的のために、前掲第三条にもとづき、人が、自己の婚姻に対してその者の同意が必要とされる一人又はそれ以上の者の同意が得られていると宣言する場合、監督登録吏は、右の一人又はそれ以上の者の同意が事実得られていることを、書面による証拠の提示によって認めるのでなければ、婚姻のための証明書又は許可書を発行することを拒むことができる。

④ 本条において、何であれ前掲一九四九年法中に同じく用いられている表現は、同法における同一の意味を有する。

(遺言)

⑥ 完全な遺言能力は、一八才において、すべての者に対して与えられるべきである。(§§ 408-418)

⑦ 軍籍にあるすべての者は、何才であれ、又、「現に軍務」についているかどうかにかかわらずに、正式のものたると不正式のものたるとを問わず、遺言をなす権利を与えられるべきである。(§§ 408-418)

⑧ 軍籍にある者が遺言をなしていたときは、その者は、退役するに際して、遺言の残存を示している公式の書類を渡され、その取消のための手続を告げられるべきである。(§§ 408-418)

第三条① 次に掲げる制定法規、すなわち、

(イ) 一八三七年遺言法 (Wills Act 1837) 第七条 (二才未満の者がなした遺言は無効である)、

(ロ) 一九一八年遺言 (陸空軍軍人及び水兵海兵) 法 (Wills (Soldiers and Sailors) Act 1918) 第一条及び第三条第一項 (陸軍軍人等は二才未満であっても遺言をなし、物的財産権を処分する資格を有する)

において、本条が施行される後になされる遺言に対し右の諸法の適用がある場合、「二才」という語は、「一八才」という語と置き替えるものとする。

② 一九二五年遺産管理法 (Administration of Estates Act 1925) 第四十七条第一項 (リ) 号 (無遺言相続による制定法上の信託) において、本条が施行される後に死亡する無遺言者の遺産に対し同条同項同号の適用がある場合、二カ所にあらわれる「二才」という語は、「一八才」という語と置き替えるものとする。

③ いかなる遺言であれ、それが、

(イ) 本条の施行前であるか後であるかを問わず、一八才未満の者によってなされたものであり、且つ、

(ロ) 前掲一八三七年法第一条及び前掲一九一八年法の諸規定により有効である

(後見及び子どもに関する事件)

(14) 監護と接見のための決定を下す高等法院の権能は、一八才において止むべきである。(§§ 217-221)

(15) 後見決定、及び監護と接見のための決定を下す衡平法部の管轄権は、一八才において止むべきである。(§§ 223-240)

(16) 法律委員会は、

(a) 後見事件を含むすべての子どもの事件について管轄権を有する高等法院家事部 (Family Division) を設置すること、

(b) 右の管轄権を治安判事裁判所に附与すること、の望ましさを考慮することを求められるべきである。(§§ 241-248)

(17) 当面の手段として、離婚部は、後見についての衡平法部、養子法及び未成年者後見諸法の事件をあわせて扱かう管轄権を附与されるべきであり、右の事件において、裁判所事務弁

場合、右の遺言は、右の者がなお当該年齢に満たない場合であっても、右の者によって取り消されることができ。なお、取消時に、右の者が右の諸規定にもとづき有効な遺言をする権利を有する状況であるかどうかは問題とされない。

④ 本条において、「遺言」とは、前掲一八三七年法におけると同一の意味をもち、「無遺言死亡者」とは、前掲一九二五年法におけると同一の意味をもち。

第四条① 一九二五年未成年者後見法 (Guardianship of Infants Act 1925) 第三条第二項、第五条第四項又は第六条にもとづく未成年者の扶養又は教育のための費用の支払いについての命令は、右の金額が、その者が未成年者であることを止める日より後であるが、二一才に達する日を超えない何らかの期間に関し、引き続き支払われることを要求することができる。なお、右の命令にもとづき支払われる金額は、未成年者であることを止めた者の利益のために、その者自身に対して支払われるものとする。

② 本条第三項及び第四項の制約内において、未成年者であることを止めたが、二一才には達していない者が、未成年者のあいだ、一八八六年及び一九二五年未成年者後見諸法の諸規定の何れかにもとづく命令の対象であった場合、裁判所は、その者の両親の一方又はその者自身の申立にもとづき、その

護士 (Official Solicitor) のサービスが、離婚部において利用され得るべきである。(§§ 241-248)

(18) 衡平法部 (及び、管轄権を附与される場合は離婚部) は、後見訴訟手続において扶養決定を下す権能を与えられるべきである。(§§ 249-254)

(19) 高等法院と治安判事裁判所は、年齢に制限なく扶養決定を下す権能を有するべきである。(§§ 255-260)

(20) 監護と接見の決定を下す治安判事裁判所の管轄権は、一八回目の誕生日まで及ぶべきである。(§§ 265-260)

(21) 世話と保護と監督の決定を下す治安判事裁判所の管轄権は、一八回目の誕生日まで及ぶべきである。(§§ 255-260)

者が前記年齢に達する日を超えない何らかの期間に関し、要求を課せられている者の資力を考慮して、裁判所が合理的であると考えるだけの、その者の扶養又は教育のための週払い又はその他の定期払いの金額を、両親の一方、又はその者のためにだれか他の者、又はその者自身に対して支払うことを右の両親のうちの他方に要求する命令を下すことができる。

③ 本条第二項にもとづく命令は、問題となっている者の両親が同居している場合には、下されないものとし、又、その場合には、右の命令にもとづく責任が発生しないものとする。なお、両親が、右の命令が下されて後三か月間同居するとき、その命令は効力を有することを止めるものとする。

④ 本条第二項にもとづく、その者の嫡出でない子の扶養又は教育のための費用を支払うことを要求する命令は、だれに対しても下されないものとする。

⑤ 本条第二項は、前掲一八八六年法及び一九二五年法とあわせ一体として解釈されるものとする。なお、

(イ) 本条第二項にもとづく命令、又は北アイルランド議会のそれに相当する制定法規にもとづく命令は、一九五〇年扶養命令法 (Maintenance Orders Act 1950) 第一六条の適用をうける命令のうちに含まれるものとする。

(ロ) 本条第二項にもとづく命令は、一九五一年予備後備軍

(民事上の諸利益の保護) 法 (Reserve and Auxiliary Forces (Protection of Civil Interests) Act 1951) 第11条第1項(ニ)号中に記載された諸命令のうちに含まれ、一九五八年扶養命令法の意味に該当する扶養命令であるとみなされるものとする。

第五条① 一九三八年相続(家族死後扶養)法 (Inheritance (Family Provision) Act 1938) の諸目的のために、死亡者の被扶養者には、引き続き、二一才に達していない息子が含まれるものとする。なお、したがって、

(イ) 同法『第一条』第1項(ハ)号において、「未成年の息子」という語は、「二一才に達していない息子」という語と置き替えるものとする。

(ロ) 同法『第一条』第2項(ハ)号において、「未成年の息子の場合、その者が二一才に達するとき」という語句は、「二一才に達していない息子の場合、その者がその年齢に達するとき」という語句と置き替えるものとする。

② 一九五七年父の決定手続法 (Affiliation Proceedings Act 1957) にもとづきその者に関し父の決定命令が下された子が、一八才に達し、且つ、その母が死亡しているか、精神病であるか又は在監中である場合、

(イ) 同法第七条第2項又は第3項にもとづき、右の子が当

該年齢に達した後において何らかの期間右の父の決定命令にもとづき支払がなされるものとすることを指示する命令を求める申立は、その子自身によってなされることができ
る。なお、

(ロ) 同条にもとづき右の何らかの期間右のように下された命令によって指示された支払いに対し、その子自身が、權利を有する者であるものとする。

③ 一九六五年婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act 1965)

第 二 二 条 (故意の懈怠の場合に未成年の子のために扶養を命じる権能) は、引き続き、二一才に達するまで適用があるものとする。但し、一八才に達した子に関して、同法第三五条第一項 (第二二条にもとづき扶養が命じられている場合の子の監護) にもとづき監護命令が下されることを引き続き可能にすることはしないものとする。なお、したがって、

(イ) 前掲第二二条第二項において、「当該婚姻による未成年の子、及びその婚姻の各当事者の未成年たる嫡出でない子」という語句は、「その婚姻による二一才未満の子、及びその婚姻の各当事者の当該年齢に満たない嫡出でない子」という語句と置き替えるものとする。

(ロ) 前掲第三五条第一項において、「同項の適用をうける子」という語の前に、「一八才未満の」という語句が挿入

(25)

未成年者後見諸法にもとづく訴訟手続において、治安判事裁判所は、法律上の監護権を有する両親の一方が、世話と監督を委ねられている右の両親のうちの他方に対して扶養料を支払うことを命ずる権能を有するべきである。(§ 267)

されるものとし、又、末尾には、「及び当該年齢に満たない子」という語句が加えられるものとする。

第六条① 本条において、「裁判所」とは、子の後見に関する管轄権を行使する次に掲げる裁判所のいずれか、すなわち、高等法院、ランカスター王権州の法官裁判所及びダラム王権州の法官裁判所を意味し、「裁判所の被後見人」とは、当該裁判所の被後見人を意味する。

② 本条の諸規定の制約内において、裁判所は、要求を課せられている一人又はそれ以上の者の資力を考慮して、裁判所が合理的であると思料するだけの、その者の扶養と教育のための週払い又はその他の定期払いの金額を、

(イ) 裁判所の被後見人の両親の一方に対して支払うことを、右の両親のうちの他方に要求するか、又は、

(ロ) 裁判所の被後見人の世話と監護の権利を有するその他何らかの者に対して支払うことを、その被後見人の一方又は双方の親に要求するところの命令を下すことができる。

③ 本条第二項にもとづく命令は、同項において記された金額が、その者の利益のために支払われるべき者が未成年者であることを止める日より後であるが、二一才に達する日を超えない何らかの期間に関し、引き続き支払われることを要求す

ることができる。なお、右のように下された命令は、その者が未成年者であることを止めた後においてその者のために支払われる何らかの金額が、その命令にもとづき、その者自身に対して支払われるものとすると定めることができる。

④ 本条の諸規定の制約内において、未成年者であることを止めたが、二一才に達していない者が、いつであれ、その者を裁判所の被後見人とする命令に服していた場合、裁判所は、その者の両親の一方又はその者自身の申立にもとづき、その者が前記年齢に達する日を超えない何らかの期間に関し、要求を課せられている者の資力を考慮して、裁判所が合理的であると考えるだけの、その者の扶養又は教育のための週払い又はその他の定期払いの金額を、両親の一方、又はその者のためにだれか他の者、又はその者自身に対して支払うことを右の両親のうちの他方に要求する命令を下すことができる。

⑤ 本条にもとづく命令は、被後見人、又は、場合により被後見人たりし者の両親が同居している場合には、下されないものとし、又、その場合には、右の命令にもとづく責任が発生しないものとする。なお、両親が、右の命令が下されて後三ヵ月間同居するときは、その命令は効力を有することを止めるものとする。但し、本項の先の諸規定は、本条第二項（ロ）号により下される命令には適用がないものとする。

⑥ 本条にもとづき、その者の嫡出でない子の扶養又は教育のための費用を支払うことを要求する命令は、だれに対しても下されないものとする。

⑦ 本条にもとづく命令、又は北アイルランド議会のそれに相当する制定法規にもとづく命令は、一九五〇年扶養命令法第一六条の適用をうける命令のうちに含まれるものとする。なお、本条にもとづく命令は、一九五一年予備後備軍（民事上の諸利益の保護）法第一条第一項（ニ）号に記載された諸命令のうちに含まれ、一九五八年扶養命令法の意味に該当する扶養命令であるとみなされるものとする。

⑧ 裁判所は、本条にもとづく命令により、随時、本条にもとづく先の何らかの命令を変更又は解除する権能を有するものとする。

第七条① 本条において、「裁判所」とは、子の後見に関する管轄権を行使する次に掲げる裁判所のいずれか、すなわち、高等法院、ランカスター王権州の大法官裁判所及びダラム王権州の大法官裁判所を意味し、「裁判所の被後見人」とは、当該裁判所の被後見人を意味する。

② 裁判所の被後見人が、その者の両親の一方、又はその他の個人の世話のもとにあること、又は引き続きそうであることが実際でないか又は望ましくないとする例外的な状況の存

② 衡平法部は、子どもを地方当局の世話に委託する権能、又は、子どもが福祉吏もしくは地方当局の監督のもとにおかれるべき旨を命令する権能を附与されるべきである。(§§ 26-1

264)

23) 高等法院と治安判事裁判所は、広範な相互移送の権能を与えられるべきである。(§§ 261-264)

24) 子の監護と扶養を扱かうに際して、未成年者後見諸法にもとづく訴訟手続において治安判事裁判所に対して附与される権能は、右の裁判所が一九六〇年婚姻訴訟手続(治安判事裁判所)法(Marimonial Proceeding (Magistrates' Courts) Act 1960)で定められ現在有する権能と同一であるべきである。(§ 265)

することが、裁判所にとってあきらかである場合、裁判所は、自ら適当と思料するときは、被後見人の世話を地方当局の世話に委託する命令を下すことができる。なお、その結果、(地方当局の世話に委託された児童の処遇に関する)一九四八年児童法(Children Act 1948)第二章は、次項の制約内において、児童が同法第一条にもとづき地方当局によってその世話のもとに受容されたときと同様に適用があるものとする。

③ 本条第二項において、「地方当局」とは、一九六五年婚姻事件法第三六条第一項(同条同項のもので、児童は、子の監護命令を下す管轄権を有する裁判所により、地方当局の世話に委託されることができる)において言及された諸地方当局の一つを意味する。なお、同条第二項乃至第六項(附随規定)は、そこにみられる同条に対する何らかの言及が、本条第二項に対する言及を含むときと同一の効力を有するものとする。

④ (本条第二項にもとづく命令にしたがい地方当局の世話に委託されている被後見人でない)裁判所の被後見人が、独立の者(independent person)の監督のもとにおかれることを望ましいとする例外的な状況の存することが、裁判所にとってあきらかである場合、裁判所は、自ら適当と思料する期

(医療に対する同意)

(44) 一六才以上の者の、医科的又は齒科的治療に対する同意は、別段の改変がなければ適法であるべき何らかの同意を失効せしめることなしに、成年者の同意と同様に有効であるべきである。(§§47-48A)

間に関し、その被後見人を福祉吏又は地方当局の監督のもとにおくべく命令を下すことができる。なお、前掲一九六五年法第三七条第二項第三項(児童が、子の監護命令を下す管轄権を有する裁判所によって、監督のもとにおかれている場合の附随規定)は、そこにみられる同条に対する何らかの言及が、本項に対する言及を含むときと同一の効力を有するものとする。

⑤ 裁判所は、本条にもとづく命令により、随時、本条にもとづく先の何らかの命令を変更又は解除する権能を有するものとする。

第八条①同意を欠くならば身体に対する侵害を構成するところのすべての外科的、内科的又は齒科的治療に対する同意は、一六才に達している未成年者によるものであれば、その者が成年に達している場合と同様に効力を有するものとする。又、未成年者が、本条により、何らかの治療に対し有効な同意を与えている場合には、その者の親又は後見人から何らかの同意を得ることは必要でないものとする。

② 本条において、「外科的、内科的又は齒科的治療」には、診断の諸目的のために行なわれるすべての処置が含まれ、又、本条は、右の治療に対して適用があるのと同様に、何らかの治療にとって附随的であるすべての処置(とくに、麻酔

(ある年齢に達する瞬間)

6) 法律上ある年齢に達する瞬間は、右の年齢に該当するその者の誕生日の記念日の始まりであるべきである。(§§ 511-516)

の実施を含む)について適用がある。

③ 本条の規定は、本条が制定されなかったなら効力を有したであろう何らかの同意を失効せしめるべく解釈されないものとする。

第九条① 人が、年であらわされる一定の年齢に達する時期は、その年齢に該当するその者の出生記念日の始まりであるものとする。

② 本条は、右の年齢に該当する記念日が、本条施行の日以後に当る場合にのみ適用がある。本条は、すべての制定法規、捺印証書、遺言書又はその他の文書に関し、それらに含まれる何らかの定め of 制約内において、効力を有するものとする。

第(一〇)条① 本法第一条第一項は、(コーンウォール公爵が未成年者であるあいだ、女王の王室費のために支払うべき額に関する)一九五二年王室費法 (Civil List Act 1952) 第二条第二項における「未成年者」という表現の解釈について適用があるものとし、したがって、

(イ) (同公爵が一八才以上であるが二一才に満たない三年間に関する) 同法第二条第二項 (ロ) 号、及び、

(ロ) 同法第二条第二項 (イ) 号における「右の者が一八才に満たないあいだ」という語句

は、本法第一条が施行される前に当る何らかの期間に関する場合を除き、本条によって廃止される。

② 前掲一九五二年法第四条第一項（イ）号（同号にもとづいて、コーンウォール公爵以外の女王陛下の二一才に達するか又は婚姻する諸子のために諸利益が用意される）において、「二一才」という語は、「一八才」という語と置き替えるものとする。但し、本法第一条が施行される前に当る何らかの期間に関し、本項により費用が支払われることがないものとする。

③ 一八六三年コーンウォール公爵領管理法（Duchy of Cornwall Management Act 1863）第三八条（同条にもとづいて、コーンウォール公爵の一定の権利と権能は、同公爵が二一才に満たないあいだ、同公爵に代って君主又は君主の授權にもとづき行為する者によって、行使されることができる）において、「二一才」という語は、どこであらわれようと、「一八才」という語と置き替えるものとする。

「10」
第一条 次に掲げる制定法規は、本条によって廃止される。

(イ) 本条が施行される前になされたことがらに関する場合を除き、(10)才以上の男子未成年者及び一七才以上の女子未成年者が婚姻繼承的財産処分をなすことを可能にするべきであり、一八五五年未成年者繼承的財産処分法は、廃止されるべきである。(§§ 419-424)

(繼承的財産処分)

89 繼承的財産処分をなすための最少年齢は、両性共一八才で

(契約)

(28) 裁判所をして徒弟を投獄することを得しめる一八七五年使用者及び労働者法第六条は、廃止されるべきである。(§ 328)

(子どもに関する事件)

(29) 一九五六年性犯罪法第一八条は、廃止されるべきである。

(§ 268)

(未成年者 “Minors”)

(30) 何才であれ、成人年齢に満たない者は、“minors”と称せられるべきであつて “infants” と称せられるべきでない。(§ 133)

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

(2) 一八五五年未成年者継承的財産処分法 (Infant Settlements Act 1855) 及び、それとあわせつゝ 一九二五年設定土地法 (Settled Land Act 1925) 第二十七条第三項、

(3) 一八七五年使用者及び労働者法 (Employers and Workmen Act 1875) 第六条 (徒弟に関する裁判官の権能) 中の

(i) 第一号 (徒弟に対してその義務の履行を命じる権能)、及び、

(ii) 第二号に続く文言 (命令にしたがわない徒弟の投獄を命じる権能)、

(4) 一九五六年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1956)

第一八条及び同法附表第二第五項 (女子法定相続人の詐欺的誘拐)。

【11】 成年でない者は、infant の替わりに minor として

記述されることができる。又、したがつて、この法律において、「未成年者」 “minor” とは右に述べた者を意味する。

【111】 第三條 一九二〇年アイルランド統治法 (Government of Ireland Act 1920) の規定にかかわりなく、北アイルランド

議會は、本法本章の諸目的のどれかに類する諸目的のために、

法律を制定する権能を有するものとする。

第二章 嫡出でない子の財産上の諸権利

「**第一四条**① 嫡出でない子の両親のいずれかが、自己の物的又は人的財産の全部又は一部に関し、無遺言で死亡した場合、嫡出でない子、又は、その子が死亡しているのであれば、その子の子孫は、嫡出として生まれていたら権利を与えられたであろうところの右の財産に対するすべての利益を取得する権利を与えられるものとする。」

- (1) 私生子（及び、私生子が『母より』先に死亡したときは、その者の地位においてその者の嫡出の子孫）がその母の無遺言死亡に際して、分配を受ける権利は、母が嫡出の子孫を残す場合にまで拡張され、その配分は平等になされること。
(§§ 31-33)

- (2) 私生子（及び、私生子が『父より』先に死亡したときは、その者の地位においてその者の嫡出の子孫）が、その父の無遺言死亡に際して、分配を受ける権利は、母の場合におけると同様に拡張されること。(§ 46)

- (5) 私生子は、義務分 (Tegum) に関して嫡出子と同一の権利を有すること。但し、私生子がその親より先に死亡したときは、その私生子の嫡出の子孫だけがあずかること。(スコットランド) (§§ 51-52)

- (6) 姦生子、乱倫子及びその他の私生子のあいだで区別が設けられないこと。(§ 56)

- (8) 裁判所は、何らかの争いのある請求において、特定の父性が蓋然性の衡量にもとづいて確証されたかどうかを、あらゆる

- ③ 本条の先の諸規定にしたがい、（無遺言死亡者の遺産の分配を取り扱う）一九二五年遺産管理法第四章は、

（イ）無遺言死亡者の子孫に対する何らかの言及は、無遺言死亡者の嫡出でない子、又はかかる子の子孫に対する言及を含む、

る証拠にもとづいて決定することをゆだねられること。出生証明書、『父であること』の供述書の形式又は父の決定命令（又はその拒否）は、決定的証拠とされないこと。（§ 44）
(11) 嫡出でない父性又は母性の宣言のための訴訟について規定が設けられることのないこと。（§ 40）

(9) 私生子の無遺言死亡に際して、その父の権利は、母の権利と等しいこと。但し、それは、第四七節に記した便宜にかなう原則『私生子の無遺言死亡に際する分配の諸目的のために、私生子の父は、反対が確証されるのでなければ、その私生子より先に死亡したとみなされるものとする』によって制約をうけること。（§ 46）

(ロ) 無遺言死亡者の一人又はそれ以上の子に対する何らかの言及は、無遺言死亡者の一人又はそれ以上の嫡出でない子に対する言及を含む、

(ハ) 嫡出でない子である無遺言死亡者に関し、その無遺言死亡者の親、両親、父又は母に対する何らかの言及は、その無遺言死亡者の生理上の親、両親、父又は母に対する言及である

場合と同一の効力を有するものとする。

④ 本条第二項、及び本条第三項（ハ）号によって修正された諸規定の諸目的のために、嫡出でない子の父は、反対が立証されるのでなければ、その子の死後生存したと推定されないものとする。

⑤ 本条は、だれであれ、物的又は人的財産について限嗣権を取得する者の権利に適用があったり、あるいは、右の権利に影響を及ぼしたりすることをしてしない。

⑥ （諸文書の解釈に関する）前掲一九二五年法第五〇条第一項における同法第四章又は同章の先の諸規定に対する言及は、本条の施行後に作成される生存者間の文書、又は本条の施行後に効力を生じる遺言書もしくは遺言補足書に関連して（それ以前に作成された生存者間の文書、又はそれ以前に効力を生じる遺言書もしくは遺言補足書に関連してではなく）、

本条に対する言及を含むものとして解釈されるものとする。

- ⑦ 一九二六年準正法 (Legitimacy Act 1926) 第九条 (同条にもとづいて、嫡出でない子又はその子の子孫は、その者の母の無遺言死亡に際し、その母が嫡出の子孫を残さなかったのであれば、相続する権利を与えられ、又、嫡出でない子の母は、その子の無遺言死亡に際し、その母が生存する唯一の親である場合と同様に、相続する権利を与えられる) は、本項によって廃止される。

- ⑧ 本条において、「嫡出でない子」は、

(イ) 前掲一九二六年法の意味に該当する準正者、又は、同法 (もしくはコモン・ロー) によって準正されたと承認された者、あるいは、

(ロ) 連合王国、マン島もしくはチャネル諸島のどこかで下された養子決定にもとづく養子、又は一九六八年養子法 (Adoption Act 1968) 第四条第三項において定義された外国における養子縁組にもとづく養子である非嫡出子を含まない。

- (10) これらの勧告のいずれかを具体化する立法は、その立法が施行される前に死亡する者の遺産に影響を及ぼさないこと。

(§ 59)

【一四】 第二十五条 本条の施行後になされるすべての財産処分におい

て、

(イ) だれかの一人又はそれ以上の子に対する（明示たると黙示たるとを問わない）何らかの言及は、反対の意思があきらかであるのでなければ、その者の嫡出でない子に対する言及として、又は、かかる言及を含んでいるものとして、解釈されるものとする。なお、

(ロ) だれかと子以外の一定の親族関係にある一人又はそれ以上の者に対する（明示たると黙示たるとを問わない）何らかの言及は、反対の意思があきらかであるのでなければ、だれであれ、彼又は彼をつうじて親族関係がさかのぼれる他のある者が、嫡出として生まれていたとしたら、右にいう親族関係におかれることになる者に対する言及として、あるいは、かかる言及を含んでいるものとして、解釈されるものとする。

② 前項は、問題となっている言及が、右の権利処分にもとづき利益を得るべき者もしくは得ることのできる者に対するものである場合、又は、右の者を指定する目的のために、右の者以外の者であって、右の者と親族関係におかれる一定の者、もしくはその者をつうじて右の者が親族関係におかれる一定の者に対するものである場合に限って適用がある。但し、同項は、「法定相続人」(“heir” or “heirs”)とつう

語、又は、何であれ物的もしくは人的財産に限嗣権を設定するために用いられる表現の解釈に対して、影響を及ぼすことをしない。

③ 本条の施行後になされる何らかの権利処分に関連して、(指示により、収益が、だれかのために保護信託 (protective trusts) によって保有されるべきものとされるその信託を特定する) 一九二五年受託者法 (Trustee Act 1925) 第三三条は、

(イ) 第一の受益者の子又はより遠い子孫に対する言及は、右の受益者の嫡出でないすべての子に対する言及、及び、だれであれ、彼又は彼をつうじて第一の受益者の卑属に該する他のある者が、嫡出として生まれていたら、右にいう子又はより遠い子孫としての地位に立つことになる者に対する言及を含み、且つ、

(ロ) 第一の受益者の子孫に対する言及は、だれであれ、彼又は、彼をつうじて第一の受益者の卑属に該する他のある者が、嫡出として生まれていたら、右にいう子孫としての地位に立つことになる者に対する言及を含む場合と同一の効力を有するものとする。

(④) 本条において、嫡出でない子に対する言及は、一九二六年準正法の意味に該当する準正者もしくはかかる準正者とな

る嫡出でない子、又は、同法もしくはコモン・ローにより準正されたと承認された者に対する言及を含む。なお、同法第三條において、

(イ) (人が準正された場合における財産処分の効果に関する) 第一項 (ロ) 号は、本条の施行後になされる処分には適用がない。但し、その処分が、嫡出である者、又はその親族関係が嫡出である者をつうじてさかのぼれる者にのみ該わる何らかの利益については、この限りでない。

(ロ) (何らかの財産に対する権利が、だれかの複数の子の長幼の順によって決められる場合、準正者は準正の日に生まれたと同一の位置におかれるものと規定する) 第二項は、本条の施行後になされる処分によって与えられる何らかの権利に関して適用がないものとする。但し、その処分の文言によれば、長幼の順が問題となっている複数の子のなかに、同法の意味に該当する準正者でない非嫡出子、又、同法により準正されたと承認された者でない非嫡出子が含まれない場合は、この限りでない。}

⑤④ 何らかの財産処分にもとづき、何らかの物的もしくは人的財産、又はその財産に対する何らかの利益が、本条とは別に、榮譽の地位と称号と共に (法の許す限りで) 移転すると

いう制約をうける（これに先立つ何らかの制限又は負担の制約内にあるかどうかを問わず）場合、その場合には、右の処分が榮譽の地位と称号に対する明示的言及を含むかどうか、又、右の財産又はそれに対する一定の利益が、ある場合に、右の地位と称号から切り離されるようになりうるかどうかを問わず、本条の規定は、右の財産又はそれに対する何らかの利益を、右の地位と称号から切り離すものでなく、右の財産又は利益は、本条が制定されなかった場合と同様に、すべて移転するものとする。

⑤⑥ 本条は、（養子縁組の場合における財産処分の解釈に関する）一九五八年養子法第一六条及び第一七条を排除するものではない。

⑦ 本条の施行後になされる処分に關し、その処分が効力を生じる時に生まれていない嫡出でない子のための処分は、公政策（public policy）に反するとして無効であるという法原則は、本項によって廃止される。

⑥⑧ 本条において、「処分」とは、生存者間におけるものたる
と、遺言書又は遺言補足書によるものとを問わず、物的
又は人的財産についての、口頭による処分を含む、処分を意

(7) 遺言書及びその他の文書にみられる「子」「子孫」その他の文言は、いちおう、嫡出の關係に限定されるという解釈原則は、維持されること。(§§ 57-58)

イギリスにおける「一九六九年家族法改正法」

味する。なお、いかなる法原則が存在するにもかかわらず、本条が施行される日より前に執行される遺言書又は遺言補足書によって行なわれる処分は、本条の諸目的のために、その遺言書又は遺言補足書が右の日以後に執行される遺言補足書によって確認されるというだけの理由により、右の日以後に行なわれたものとして取り扱われることがないものとする。

「一五」 第一六条①

本条の施行後に死亡する遺言者に関し、一八三七年遺言法第三三条（遺言者の子又はその他の子孫に対する遺贈は、その者が遺言者より前に死亡した場合であっても、その者が子孫を残していたときは、失効しない）は、

(イ) 遺言者の子又はその他の子孫（すなわち、指定された受益者）に対する言及は、遺言者の嫡出でないすべての子に対する言及、及び、だれであれ、彼又は彼をつうじて遺言者の卑属に該る他のある者が、嫡出として生まれていたとしたら、右にいう子又はその他の子孫としての地位に立つことになる者に対する言及を含み、且つ、

(ロ) 指定された受益者の子孫に対する言及は、だれであれ、彼又は彼をつうじて指定された受益者の卑属に該る他のある者が、嫡出として生まれていたとしたら、右にいう子孫としての地位に立つことになる者に対する言及を含む

場合と同一の効果を生じるものとする。

〔②〕 本条において、「嫡出でない子」は、一九二六年準正法の意味に該当する準正者である非嫡出子、又は、同法もしくはコモン・ローによって準正されたと承認された者を含む。

第一七条 本法本章の先の諸規定にかかわらず、受託者又は人格代表者は、何らかの物的又は人的財産を、

(9) 私生子たる請求権者の存在を知らずに遺産を分配した者（遺産管理人その他）のために、特別の保護が用意されること。分配の諸目的のために、私生子不存在の証拠は必要とされないこと。(§ 60)

(イ) 嫡出でない子又はその子孫（又は嫡出でない子の父）に対して何らかの利益を与える限りにおいて、本法第二三条、又は、

(ロ) 本法第一四条及び第一五条

により、右の財産についての何らかの利益に対し権利を与えられているか又は与えられ得る者がいないことを確かめることとなしに、右の財産に対して権利を与えられている者に対し譲渡し、あるいはそれらの者のあいだに分配することができ。なお、受託者又は人格代表者は、その譲渡又は分配の時に、その者の権利主張について通知を受けていなかった者に対し、責を負わないものとする。但し、本条の規定は、だれであれ右のごとき者が、右の財産又はそれに代わる何らかの財産権を買主以外のだれかそれを受領する者の手中にまで、追求する権利を害さないものとする。

(4) 私生子は、修正された一九三八年相続（家族死後扶養）法にもとづき、いずれの親の遺産に対しても申立をなす嫡出子と同一の権利を有すること。（イングランド及びウェールズ）（§§ 29, 46）

(12) 親の遺産に対する引き続いての扶養の権利は、無遺言死亡と義務分（legitim）についてのわれわれの勧告が受け入れられるなら、私生子の地位が嫡出子の地位より有利になる結果を受け入れることを妨げるために、修正されること。（スロートランド）（§ 55）

「一七」
第一八条① 一九三八年相続（家族死後扶養）法の諸目的のため、ある者の嫡出でない息子又は娘は、その者の嫡出の息子又は娘がその者の被扶養者として扱われるすべての場合において、その者の被扶養者として扱われるものとし、又、したがって、一九六六年家族死後扶養法（Family Provision Act 1966）によって修正された同法第五条第一項における

「息子」及び「娘」という表現の定義において、「をそれぞれ含む。」という語句の前に、「死亡者の嫡出でない息子又は娘」という語句が加えられるものとする。

②（その他のことからのうちで、「被扶養者」という語が、前掲一九六六年法によって修正された前掲一九三八年法におけると同一の意味をもつと規定する）一九六五年婚姻事件法第二六条第六項において、「一九六六年家族死後扶養法によって修正された」という語句の『うちの「一九六六年家族死後扶養法」の』後には、「及び一九六九年家族法改正法」という語句が加えられるものとする。

③ 本条は、本条の施行前に死亡する者に関し、前掲一九三八年法及び一九六五年法の作用について影響を及ぼさない。

第【一九】条① 一八八二年有夫女財産法（Married Women's Property Act 1882）第一一条及び一八八〇年有夫女保険証

券 (スコットランド) 法 (Married Women's Policies of Assurance (Scotland) Act 1880) 第二条 (子のために発行された保険証券) において、「子」という表現は、嫡出でない子を含む。

② 一九六五年工業及び相互組合法 (Industrial and Provident Societies Act 1965) 第二十五条第二項 (組合員が嫡出でなく、且つ一定の親族が生存していない場合にする登録済組合内の財産についての申立) において、「なお、寡婦又は鰥夫又は子孫を残さず、且つ、その者の母がその者の死後生存していない」という語句は、「なお、寡婦又は鰥夫又は子孫 (その組合員の嫡出でない子を含む) を残さず、且つ、その者の両親がいずれもその者の死後生存していない」という語句と置き替えるものとする。

③ 本条第一項は、本項の施行前に発行された証券に関して、前掲一八八二年法及び一八八〇年法的作用に影響を及ぼさない。なお、本条第二項は、同項の施行前に死亡する登録済組合の組合員に関して、前掲一九六五年法的作用に影響を及ぼさない。

第三章 父性を決定するに際して血液検査法を用いるための諸規定

- (b) 任意的に行なわれた血液検査の結果は、引き続き証拠において許容されるべきである。(§§ 32, 60)
- (c) 裁判所が子の父性を決定しなければならないすべての民事訴訟において、裁判所は、その訴訟の当事者、利害関係人たる子及びその母が血液検査を受ける旨を命令する権能を有するべきである。(§§ 33-34)
- (d) その訴訟の当事者は、いずれも、命令を申し立てる権利を有する。(§§ 53, 57)
- (k) 『父であることを』排除する結果も、排除しない結果も、いずれも、証拠として許容されるべきである。(§§ 50-52)

(n) 血液検査の結果は、その検査について責任を負う血清学の専門家 (serologist) の証明書を得て、証拠となし得るべきである。(§ 60)

第二〇条 「一八」

何らかの民事訴訟において、その訴訟を審理する裁判所により、だれかの父性が決定されることになる場合、裁判所は、その訴訟のいずれかの当事者の申出にもとづき、血液検査により、その訴訟の一方当事者が右の者の父であることを排除されるかどうかを確かめるために、血液検査法を用い、並びに、右の検査の目的のために、右の者、その者の母、及びその者の父であると申し立てられている当事者、又はそれらの者のうちのだれか一人もしくは二人から血液試料 (sample of blood) を採取するための命令を下すことができる。

裁判所は、いつでもあれ、本条にもとづき先に裁判所が下した命令を取り消すこと〔又は変更すること〕ができる。

② 本条にもとづく命令を履行する目的のためになされる血液検査を行なうについて責任を負う者は、命令を下した裁判所のために報告書を作成するものとし、その者は、報告書のかで、

(イ) 検査の結果、

(ロ) 報告書が係わっているところの当事者が、検査の結果、父性の決定をうけるべき者の父であることを排除されるかどうか、そして、

(ハ) 右の当事者が父であることを排除されないときは、その当事者が右の者の父であるかどうかを決定するに当り、もし有するとすれば、その検査結果が有する価値

を記述するものとする。なお、その報告書は、そこに記述されたことがらに関する訴訟において、裁判所により証拠として採用されるものとする。

③ 本条第二項にもとづく報告書は、本法第二〇条にもとづいて作成される規則によつて定められた書式におけるものであるものとする。

④ 本条第二項にもとづいて、裁判所のために報告書が作成された場合、いずれの当事者も、報告書のなかでなされた何らかの記述を書面により説明又は詳述する陳述書を、報告書を作成した者から、裁判所の許可を得れば得ることができ、あるいは、裁判所がそうすることを命令するのであれば得なければならぬ。なお、右の陳述書は、(本条第三項を除き)本条の諸目的のために、裁判所のため作成された報告書の一部を構成するとみなされるものとする。

⑤ 何らかの訴訟において、本条にもとづき命令が下される場合、その訴訟の一方当事者は、裁判所が別段の命令をするのでなければ、その命令を履行する目的のためになされる諸検査を行なうについて責任を負う者、又は、だれであれそれら

(o) 当事者は、いずれも、検査に携った血清学の専門家を自ら呼び出し、その者を反対尋問することができるようにするために、規定が設けられるべきである。(§ 62)

ば、行なわれるべきでない。(§ 38)

(h) 一六才又はそれ以上の子は、成人に達していたとして、同意する能力をもたない場合を除き、血液試料を与えることについて有効な同意を与えることができるべきである。(§ 40)

(i) 子が一六才未満である場合は、その子の世話と監督の権利を有する者の同意が必要とされる。(§ 43)

(j) 人が、有効な同意を与えるについての精神上の能力をもたない場合は、その者の世話と監督をしている者が同意するとき、並びに、その者の世話をしている医師が、その試料を与えることが右の者の適当な世話と治療にとって害にならないであろうことを証明するときに、命令において、右の者から血液試料を採取するべきである。(§ 49)

(m) 裁判所によって命令された血液検査を行なうための手続を

② 血液試料を採取されることに対して、一六才に達している未成年者がなす同意は、その者が成年であれば有するであろうと同一の効力を有するものとする。なお、未成年者が、本項により、血液試料の採取に対して有効な同意を与えた場合、だれか他の者から採取のための何らかの同意を得ることは、必要でないものとする。

③ 一六才未満の者から血液試料を採取することは、その者が本条第四項において言及されている者でなく、且つ、その者の世話と監督の権利を有する者が同意する場合において、これを行なうことができる。

④ 一九五九年精神衛生法 (Mental Health Act 1959) の意味に該当する精神障害にかかっており、血液検査の性格と目的を理解する能力のない者から血液試料を採取することは、その者の世話と監督の権利を有する者、及びその者の世話をする医師が、右の者からする血液試料の採取が、その者の適当な世話と治療にとって害にならない旨を証明した場合において、これを行なうことができる。

⑤ 本条の先の諸規定は、本法第「二二」二三条の諸規定を排除するものではない。

「107」

第三條① 國務大臣は、規則により、本法第「一八」二〇条

支配する規則が制定されるべきである。(88)

にもとづく命令を履行する方法に関する定めをなすことができ、又、右の規則は、とりわけ、

(イ) 血液試料は、国務大臣によって指定されるべき医師による外、採取されないものと定め、

(ロ) 血液試料の採取、鑑定及び輸送を規制し、

(ハ) 血液試料が採取されるべき時において、それを採取されるべき者について、規則によって定められるべき確認を行なった証拠を提出することを要求し、

(ニ) だれであれ血液試料を採取されるべき者、又は、規則によって定められるべき場合であれば、それによって定められるべきその他の者に対し、血液試料を採取されるべき右の前者、又は、場合により後者が、規則によって定められるべき期間をつうじ、規則中に特定されるべき何らかの疾病にかかるか、又は輸血をうけたことがあるかどうかを、書面において陳述することを要求し、

(ホ) 血液検査は、国務大臣によって指定されるべき者により、且つ、同様に指定されるべき場所における外、これを行なわないものとする旨を規定し、

(ヘ) 血液検査が行なわれること、及び、それが行なわれるべき方法を定め、

(ト) 本条第一八二〇条にもとづき、血液試料を採取

し、検査し、且つ、裁判所に対して報告書を作成することのために請求されるべき費用を規制し、

(チ)「その者の父性が争点とされている者、その者の母、及び、だれであれその者の父であると申し立てられている者の血液試料」(本条第「一八」二〇条にもとづき命令を履行する目的のために検査されるべき血液)は、実行可能な限り、同一の者によって検査されることを確保するために定めをなし、

(リ) 本法第「一八」二〇条にもとづき、裁判所に対して作成される報告書の形式を定めることができる。

② 本条にもとづき規則を制定する権能は、国会のいずれか一院の議決にしたがい無効となるものとされる委任立法の形式によって、行使されるものとする。

第「二一」
第三條① 本法第「一八」二〇条にもとづいて、裁判所が命令を下し、且つ、だれであれ、その命令を履行する目的のため

に何らかの措置をとることを要求された者が、それをしない場合、裁判所は、かかる事実から、もしあるとすれば、その状況において妥当するようにみえる推測をすることができる。

(f) 人が、裁判所の命令にしたがうことを拒む場合、裁判所は、いかなる推測であれ、かかる拒否から引き出すことが適当であると自ら考える推測を引き出す権利を与えられるべきである。(§§ 39-41)

(g) 人が救済を求めており、且つ嫡出推定に依拠している場合、その者が、血液検査を受けるべき旨の裁判所の命令にしたがうことを拒むときは、裁判所は、右の推定が存在することにかかわらず、右の申立を棄却する権能を有するべきである。(SS 42-47)

② 何らかの訴訟において、その訴訟を審理する裁判所により、だれかの父性が決定されることになり、その者が嫡出であるという法律上の推定が存在する場合、

(イ) その訴訟中、本法第「一八」二〇条にもとづく命令が下され、且つ、

(ロ) いずれの当事者であれ、その訴訟において何らかの救済を求めており、その救済を得る目的のために推定に依拠する権利を与えられている者が、右の命令を履行する目的のためにその者に要求されている何らかの措置をとることをしない

のであれば、裁判所は、右の当事者が当該措置をとり得るために、裁判所が適当と思量する期間、審理を延期することができ、なお、その者が、その期間の終りに、合理的理由なくその措置をとることをしていないときは、裁判所は、本条第一項を排除することなく、推定をくつがえすための証拠が存在しないことにかかわらず、その者の救済の請求を棄却することができる。

③ だれであれ、本条第「一八」二〇条にもとづき、命令中に名前を掲げられた者が、その者から、又は、その者が世話と監護の権利を有する者であって命令中に名前を掲げられた者から血液試料を採取することに同意しない場合、その者

は、本条の諸目的にとって、右の命令を履行するためにその者に要求された措置をとらなかつたものとみなされるものとする。}

(p) だれであれ、(裁判所によって、血液試料が採取されるべ

く命令された者以外の) 者を詐称し、あるいは、命令中に名前を掲げられた子の替わりにある子を提出する者は、一定の犯罪について有罪であるべきである。(s 64)

第二四条 本条第「一八」二〇条にもとづく命令を履行するに

当って要求される検査のために血液試料を提供するという目的について、別人を詐称し、あるいは、ある子が命令中に名前を掲げられた子でないことを知りつつ、その子を提出するときは、その者は、

(イ) 正式起訴による有罪決定にもとづき、二年以下の拘禁刑、又は、

(ロ) 略式手続による有罪決定にもとづき、四〇〇ポンド以下の罰金刑
に処せられるものとする。

第二五条 本法本章において、以下に掲げる諸表現は、本条によりそれらに対しそれぞれ定められた意味を有する。すなわち、

「血液試料」とは、血液検査の目的のために採取された血液を意味する。

「血液検査」とは、本法本章にもとづき行なわれる血液検

(a) 嫡出性の推定は、蓋然性の衡量にもとづき立証することにより、くつがえされるべきであり、同様の立証責任は、非嫡出性の推定に対しても適用のあることが、あきらかにされるべきである。(§§ 11-17, 31)

査を意味し、又、血液の遺伝形質を確かめる目的をともなつてなされる何らかの検査を含む。
「排除される」とは、突然変異が発生した場合を除き、排除されることを意味する。

第四章 雜則及び通則

〔二四〕
第二六条 人の嫡出性又は非嫡出性についての法律上の推定は、何らかの民事訴訟において、その者が嫡出でない、又は、場合によつて、嫡出であるということでなく、その蓋然性がより大きい (more probable) ことを示す証拠によつて、くつがえされうるものであり、推定をくつがえすために、右の事実を、合理的疑いのないまでに (beyond reasonable doubt) 立証することは必要とされないものとする。

第二七条① (登録吏は、嫡出でない子の母、及びその子の父であると自ら承認している者の共同の申請による場合を除き、だれかの名前を、嫡出でない子の父として記載しないものと規定し、且つ、右の『ように承認している』者に対し、その子の母と共に登録簿に署名することを要求する) 一九五三年出生死亡登録法 (Births and Deaths Registration

Act 1963) 第一〇条において、「除き」という語から前の語句は、

「(イ) 母及びその子の父であると自ら承認している者の共同の申請による場合(その場合、右の者は、その子の母と共に登録簿に署名するものとする)、又は、

(ロ) (i) 定められた書式において、右の者がその子の父である旨を陳述するところの母が作成した宣言書、及び、

(ii) その子の父であると自ら承認している者が作成した法定の宣言書

を差し出して、その子の母が申請する場合を除き、」という語句と置き替えられるものとする。

② 前掲一九五三年法第一章にもとづく嫡出でない子の出生の登録に際し、登録簿に父としてだれも記載されなかったとき、登録吏は、

(イ) 母、及び右の『ように承認している』者の共同の申請によって(その場合、母及び右の者は、双方とも、登録吏の面前において登録簿に署名するものとする)、又は、

(ロ) (i) 定められた書式において、右の者がその子の父である旨を陳述するところの母が作成した宣言書、及び、

(ii) その子の父であると自ら承認している者が作成した法定の宣言書

を差し出して行なうその子の母の申請によって、

ある者をその子の父として表示すべく、出生の再登録をすることが出来る。但し、登録長官の権限をもってする場合を除き、前記のように出生の再登録がなされることはないものとし、且つ、右のすべての再登録は、定められるべき方法において効力を生ずるものとされる。

③ 本条第一項によって修正される前掲一九五三年第一〇条(イ)号又は(ロ)号にもとづく申請は、同法第九条(他の地区で作成された宣言書にしたがう出生の登録)にもとづく宣言書のなかに含まれるのであり、又、前掲(ロ)号にもとづく申請が右の宣言書に含まれるときは、同号に掲げられた諸文書は、その面前で宣言書が作成された吏員に対して差し出され、且つ、その者によって、宣言書を添付して登録吏に送付されるものとする。

④ 本条第二項(イ)号又は(ロ)号にもとづく申請は、登録吏に対してなされる替わりに、定められるべき吏員の面前で、定められた書式における陳述書を作成し、署名し、且つその吏員に対して提出することによって、又、前掲(ロ)号にもとづく申請の場合は、同号に掲げられた諸文書を右の吏員に

差し出すことによって、これを行なうことができる。なお、右の吏員は、諸文書があればそれらを添付して、その陳述書を登録吏に送付するものとする。なお、その結果、同法は、その申請が登録吏に対してなされた場合と同様の効力を有するものとし、その申請にしたがい出生の再登録がなされたときは、その陳述書に署名した一人又はそれ以上の者は、同項によって要求される登録簿に署名したものであるものとする。

⑤ 本条は、前掲一九五三年法とあわせ一体として解釈されるものとする。なお、同法第十四条第一項（イ）号（準正者の出生の再登録）において、同法第一〇条に対する言及は、本条第二項に対する言及を含むものとする。

〔二五〕
第二八条① この法律は、一九六九年家族法改正法として引用することができる。

② 文脈上別段の解釈が要求されるのでなければ、何らかの制定法規に対する本法中のすべての言及は、本法を含むその他すべての制定法規により修正され、拡張され、あるいは、それらの制定法規の適用をうける右の制定法規に対する言及として解釈されるものとする。

③ 本法は、委任立法の形式により発せられる命令によって大

法官が指定する日に、施行されるものとする。なお、さまぎまの規定の施行について、さまぎまの日が指定されることは、さしつかえない。

④ 本法において、

(イ) 第一条及び附則第一は、両者が、一九四八年イギリス人国籍法 (British Nationality Act 1948) を修正する限りで、同法と同一の施行範囲を有し、且つ、本条により、一九六七年西インド諸島法 (West Indies Act 1967) 第三条第三項の諸目的のために、すべての参与州 (associated states) に及³⁴と宣言せられ³⁵。

(ロ) 第二条は、同条が一九九二年外国においてする婚姻に関する法律又は一九〇六年外国人との婚姻に関する法律の何らかの規定を修正する限りで、同条と同一の施行範囲を有する。

(ハ) 第四条第五項及び第六条第七項は、両者が一九五〇年扶養命令法第二章に影響を与える限りで、スコットランド及び北アイルランドに及ぶ。³⁶〔第一条は、一九五二年王室費に関わる限りで、スコットランドと北アイルランドに及ぶ³⁷〕

〔(ニ) 第一〇条は、一八七五年使用者及び労働者法に関わる限りで、スコットランドに及ぶ³⁸〕

〔三〕
〔ホ〕 第二二条は、北アイルランドに及ぶ。但し、前記の場合を除き、この法律は、イングランドとウェールズにのみ及ぶものとする。

附 則

附則第一 二一才を一八才と置き替えることによって修正される制定法上の諸規定

第一部 制定法規

『法律番号』 短 称 条

内 容

第二四号 一六六〇年土地保有条件廃止法 (The Tenures Abolition Act 1660) 第八・九条

二一才未満の子の監護

第二二号 一八七六年労働組合法修正法 (The Trade Union Act Amendment Act 1876) 第九条

二一才未満一六才以上の者は労働組合員となる資格を有するが役員会その他の成員となる資格をもたない

第二五号 一八九六年共済組合法 (The Friendly Societies Act 1896) 第三六条

二一才未満の者は組合とその支部の成員となる資格を有するが役員会その他の成員となる資格をもたない

第一八号 一九二五年設定土地法 (The Settled Land Act 1925) 第一〇二条第五項

未成年のあいだにおける土地の管理

第一九号 一九二五年受託者法 (The Trustee Act 1925)

第三二条第一項 (ii)号第二項(i)号(ii)号
未成年のあいだにおいて収益に対して扶養を申し立て剰余収益を蓄積する権能

第二〇号 一九二五年財産法 (The Law of Property Act 1925) 第二三四条第一項 将来権についての制限

第四九号 一九二五年最高裁判所 (統合) 法 (The Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act 1925) 第一六五条第一項 未成年者が唯一の遺言執行者に指定されたときは二一才に達する前に検認書が附与されることはない

第五六号 一九四八年イギリス人国籍法 (The British Nationality Act 1948) 第三二条第一項第九項 「未成年者」と「成年」を二一才に言及することによって定義する

第四六号 一九五二年催眠法 (The Hypnotism Act 1952) 第三条 二一才未満の者は公衆の娯楽場において催眠術をかけられてはならない

第六三号 一九五四年信託貯蓄銀行法 (The Trustee Savings Banks Act 1954) 第三三条 二一才未満の者への支払

第六九号 一九五六年性犯罪法 (The Sexual Offences Act 1956) 第三八条 二一才未満の女子との近親相姦について有罪決定を下す場合の裁判所の権能

第五号 一九五八年養子法 (The Adoption Act 1958) 第五七条第一項 「未成年者」を二一才に言及することによって定義する

第二二号 一九五九年郡裁判所法 (The County Court Act 1959) 第八〇条 二一才未満の者は賃金について成年であると同様に訴えることができる

第七二号 一九五九年精神衛生法 (The Mental Health Act 1959) 第四九条第四項(イ) 患者の最近親が二一才未満である場合の規定

第五一条第一項 二一才に達しない患者の「最近親」の意味
第二七条第二項 精神障害者が二一才未満の女子である場合にお

第三七条 一九六二年建築組合法 (The Building Societies Act 1962) 第九条

ける一九五六年性犯罪法第三八条にもとづく取消命令

二一才未満の者は建築組合の組合員になる資格を有するが投票したり役職を保持することはない

第四七条

二一才未満の者によって建築組合に提出された領収証は有効である

第二号 一九六三年賭事博戯及び富籤法 (The Betting, Gaming and Lotteries Act 1963) 第二二条第一項第三項

二一才未満の者に対して賭事広告を送る犯罪

第二二号 一九六五年工業及び相互組合法 (The Industrial and Provident Societies Act 1965) 第二〇条

二一才未満一六才以上の者は組合員となる資格を有するが役員会その他の成員となる資格をもたない

第二部 規則、細則その他『略』

附則第二 第一条によって影響をうけない制定法上の諸規定

第一 一九三七年から一九五三年にいたる摂政諸法 (The Regency Acts 1937 to 1953)

第二 人民代表諸法 (The Representation of the People Acts) (及び、それにもとづく細則、規則又はその他の委任立法)、一九五五年国会選挙法 (The Parliamentary Elections Act 1955) 第七條、一九三三年地方自治法 (The Local Government Act 1933) 第五七條、及び一九四九年人民代表法第一六七条第一項(i)号の意味に該当するロンドン市における地方選挙に関するすべての制定法上の規定

第三 所得税(累進附加税を含む)、資本譲渡利得税、キャピタル・ゲイン・タックス法人税又は相続税に関するすべての制定法上の規定

附則第三 経過規定及び留保規定

解釈

第一条① 本附則において、「主条」とは、本法第一条を意味し、「施行期日」とは、同条が施行される日を意味する。

② 主条第七項は、主条の諸目的のために適用があるのと同様に、本附則の諸目的のために適用があるものとする。

裁判所における基金

第二条 いかなる命令又は指示であれ、

(イ) 何らかの訴訟において、未成年者によって回復された金銭、又はその他未成年者に対して支払われる金銭の管理に関する、すべての裁判所規則、又はその他の制定法上の規定（とりわけ、一九五九年郡裁判所法第一七四条を含む）、

(ロ) 一九六五年司法法 (The Administration of Justice Act 1965) 第十九条（未成年者のためにも提起されうる致命的事故訴訟において、寡婦によって回復された金銭の管理）

によって、施行期日の直前に効力を有する命令又は指示は、そのなかで、未成年者が二一才に達することに言及している場合、その言及は、その者が一八才に達することに言及している場合、あるいは、主条により施行期日に成年に達する者に関しては、施行期日に言及している場合と同様の効力を有するものとする。

後見及び監護命令

第三条① いかなる命令であれ、

(イ) ある者を、裁判所の被後見人とする命令、又は、

(ロ) 一八八六年及び一九二五年未成年者後見諸法、一九六五年婚姻事件法、又は、同法によって廃止された何らかの制定法規にもとづく、だれかの監護もしくは接見のための命令

であって、施行期日の直前に効力を有する命令が、その命令の対象となっている者が二一才に達するか、又は何才であれ一八才と二一才のあいだの年齢に達する迄、引き続き効力を有することを表明している場合、その命令は、その者の二一才に達するこ

とに対する言及が、その者の一八才に達することに対する言及である場合、あるいは、主条により施行期日に成年に達する者に
関しては、施行期日に対する言及である場合と同様の効力を有するものとする。

② 本条は、何らかの命令が、ある者の一八才に達した後に、その者の扶養又は教育のために用意をすることを害するものではない。

養子決定

第四条 主条は、養子決定の申立が施行期日前になされたときには、一八才に達している者に関し、一九五八年養子法にもとづき、
養子決定又は暫定養子決定を下すことを防がないものとする。なお、同法は、右のごとき場合に関し、主条が制定されなかつ
た場合と同様の効力を有するものとする。

収益に対して未成年者の扶養を申し立てる受託者の権能

第五条① 主条によって、一九二五年受託者法第三十一条は、

(イ) 施行期日前に作成された文書にもとづく何らかの利益に対して、同条の適用がある場合、又は、

(ロ) 一九二五年遺産管理法第四十七条第一項第二号により、施行期日前に死亡する無遺言死亡者の(同法の意味に該当する)遺
産に対して、同条の適用がある場合には、
影響をうけないものとする。

② (本条によりたると本附則第九条によりたるとを問わず) 受託者が、前掲第三十一条第一項第一号にもとづき、だれであれ一八才
に達した者の親もしくは後見人に対して収益を支払う権能、又は、右の者の扶養もしくは教育のために、もしくははその者の利益
に対して収益を申し立てる権能を有する何らかの場合、受託者は、その収益を、右の者自身に対して支払う権能を有するものと
する。

受益者が未成年のあいだにおける人格代表者の権能

第六条 主条は、施行期日前に作成された遺言書もしくは遺言補足書にもとづき、あるいは、施行期日前における無遺言死亡者(同
法の意味に該当する)の死亡により、その者の利益が発生する受益者の場合において、一九二五年遺産管理法第三十三条第三項及

び第三十九条第一項中の「未成年」の意味に対して、影響を及ぼさないものとする。

蓄積期間

第七条 主条による改変は、(繼承的不動産処分及びその他の処分にもとづく収益の蓄積のために許される期間を規定する)

(イ) 一九二五年財産法第一六四条乃至一六六条

(ロ) 一九六四年財産権帰属拘束及び収入累積法 (The Perpetuities and Accumulations Act 1964) を解釈するに当り、施行期日前に作成された捺印証書、遺言書又はその他の証書によって行なわれる繼承的不動産処分又はその他の処分における、蓄積のための何らかの指示を無効にしないものとする。

出訴期限

第八条 主条による改変は、一九三九年出訴期限法 (The Limitation Act 1939) 第三十一条第二項 (無能力者の場合における期限) の解釈に当り、施行期日前に発生した訴訟原因に関し訴訟を提起するための時期に対して、影響を及ぼさないものとする。

捺印証書、遺言書その他のなかに規定された制定法上の諸規定

第九条 主条は、何らかの制定法上の規定が、何らかの捺印証書、遺言書又はその他の文書の部分に規定され、且つ、その部分として、主条によって影響されない解釈を生じさせていた場合は、右の制定法上の規定に対して、影響を及ぼさないものとする。

〔追記〕「一九六九年家族法改正法」について解説する文献として本稿執筆後入手したものにつきのものがある。Bromley, P.M., *Family Law, Supplement to Third Edition* — この追録は、ブロムリー教授が変動しつつある家族法の現状にかんがみ一九七〇年における新版の予定を変更して刊行したものである。そこでは一九六九年七月三十一日現在の法が記述されているのであるが、七〇年施行の本法についても該当各箇所解説がほどこされている。その他 *New Law Journal* 誌一一〇巻——Cretney, S., *Eighteen or Twenty-One — Legal consequences* (Feb. 12, 1970, p. 144); Foulkes, D., *Consent to Medical Treatment* (Feb. 26, 1970, p. 194); Oerton, R. T., *Wills and the Family Law Reform Act 1969* (March 26, 1970, p. 290). 各条についての注釈は本稿ではその主目的とせず別の機会にゆづいたために、右の文献だけでもせめて附記しておきたい。